

言語権の憲法学的考察(一) : カナダ憲法判例を素材 に

栗田, 佳泰
九州大学大学院法学府

<https://doi.org/10.15017/10967>

出版情報 : 九大法学. 87, pp.322-255, 2004-02-14. Kyudai Hogakka i
バージョン :
権利関係 :

言語権の憲法学的考察 (一)

～カナダ憲法判例を素材に～

栗田佳泰

一 はじめに

1 問題状況

- (1) 本稿の問題とする「言語」とその背景
- (2) 日本における言語問題に対する「好意的無視」的態度
- (3) 日本の言語問題を刺激する外部的要因

2 「言語権」の議論状況

3 本稿の構成

- (1) 本稿の目的
- (2) 本稿における比較法の対象
- (3) 本稿の視点
- (4) 構成

二 「言語権」の性格

1 「言語権」における「言語の本質」

2 言語権が問題となる背景

- (1) 国民国家に内在する言語的緊張の要因
- (2) 国民国家に外在する言語的緊張の要因

3 言語権へのアプローチ

- (1) 国際法上の言語権
- (2) 言語的人権論 (linguistic human rights)

4 集団別権利 (group-differentiated rights) としての言語権

- (1) 集団別権利の主体
- (2) 集団別権利の必要性
- (3) 集団別権利の許容性
- (4) 集団別権利の内容
- (5) 集団別権利と言語

5 小括 — 言語権の類型

(以上、本号)

三 カナダ憲法上の言語権

四 結語

一 はじめに

1 問題状況

(1) 本稿の問題とする「言語」とその背景

いわゆる「言語権」を取り扱おうとする本稿においては、「言語とは何か」という極めて難解な問い掛けを避けることはできない。これに完全な回答を与えることは本稿の任ではないが、言語に関する権利の法的説明を試みるという本稿の目的から、一応の回答を試みることは必要である。まず、本稿における問題の所在を明確にするため、「言語」の役割について述べる。

法との関係において言語は、法をして社会統合をなさしめるものといわれる。この場合、言語の、対象を抽象化する機能が強調される⁽¹⁾。社会における全ての事象を法的に規律し、かつ人がそれを認識するためには、高次抽象レベルの概念の使用が不可欠である。日常生活において生じる様々な事象は、例えば、行政庁の行政処分、裁判所の判決等によって具体的に規律される。そして、さらにそれらは政省令、条例、法律などを通じ、最終的には憲法によって「語」られることになる⁽²⁾。このようにして、社会における全ての事象は、「法治」のものとなる⁽³⁾。

また言語は、特定の社会あるいは共同体の实在性を人に認識させる機能を有するともいわれる。かつて書物という記録媒体においては、ラテン文語・アラビア文語など、使用者の限定される「聖語」が、独占的に使用されていた。そうした宗教的・古典的共同体の中心は、それらの言語により構成されていたといえる⁽⁴⁾。しかし、時を経て、「聖語」に対し「俗語」であるところのその他の言語による書物の出版が行われるようになる。そうして、「聖語」による広大な同心円構造は、出版語となった一部の「俗語」による多元的な構造に取って代わられることとなり⁽⁵⁾、「俗語」使用者共同体は、その实在性を認識し得るものとなった。これ

が、いわゆる「国民国家」の原型となったといわれる⁽⁶⁾。

こうしたことから言語は、国民統合の問題に関係しているといえる。

国家が正式に採用する言語（国家語）は、政治・文化・行政その他、生活のあらゆる場面で使用される。他方で、その他の言語は、程度の差こそあれ、その使用範囲を含め、勢力の上で劣後の地位におかれることになる。このような状況の下で、その他の言語使用者は、何らかの手段でもって、その従属的地位を改善しようと試みる⁽⁷⁾。そうして、いわゆる「国民国家」においては、その国家の称揚する「一つの言語」と「その他の言語」の使用者、それぞれの集団間に、顕在的あるいは潜在的な対立が生じる。本稿において考察の対象となる「言語権」の「言語」とは、まずこのような意味のものに限定されることになる⁽⁸⁾。

では、日本における、以上のような言語集団間の顕在的あるいは潜在的な対立はいかなるものか。この点、言語問題が日本において重大で差し迫った政治的あるいは法的問題として取り上げられたことは、これまであまりなかったように思われる。それにもかかわらず、固有かつ独自の言語を使用する民族集団が日本国内に存在しないとはいえない。まず、一般に想起し易いのは在日朝鮮人であろう。さらに、以下に述べるように日本固有の少数先住民族も存在するのである。

1989年、日本民族学会研究倫理委員会は「民族」の定義にあたり、「言語、習俗、慣習その他の文化的伝統に加えて、人々の主体的な帰属意識の存在が重要であり、この意識が人びとの間に存在するとき、この人びとは独立した民族とみなされる」とする見解をうちだした。この見解は日本のアイヌ民族を独立した民族として認める有力なものとなった。さらに、二風谷ダム判決において、アイヌの先住民族性は裁判所により正面から肯定された⁽⁹⁾。なお、北海道のアイヌと同様、沖縄県の琉球人もまた、少数先住民族といい得ることも看過すべきではないだろう⁽¹⁰⁾。

この意味で既に日本は、多言語・多民族国家であったし、今なおそうであるといえる。このような状況は近代国家に普遍的に存在するものと

もいわれ、日本もまた例外ではないともいえよう⁽¹¹⁾。さらに、将来的には国際的労働移民によって多言語状態は深刻さを増す、という予測も存在する⁽¹²⁾。このように、多言語状況は日本にも現に存し、将来的にもその程度の深まることが予想されるのである。そして言語は、当該言語使用者を「絶滅」させない限り存在する⁽¹³⁾。

しかし、日本は、こうした言語問題に関して極めて消極的な態度を取ってきたといわざるを得ない。これに関係する立法は、ほぼ皆無といってよいのである⁽¹⁴⁾。このような状況の下、多言語状態から生じる問題の処理は、行政実務におけるアド・ホックな配慮に委ねられているといつてよいだろう。しかし、後述するように、言語は、人のアイデンティティの問題に深く関わる。とすれば、そのような対応では不十分ではないか、と考えられるのである⁽¹⁵⁾。次に、日本におけるこの消極的な態度をより踏み込んで観察する。

(2) 日本における言語問題に対する「好意的無視」的態度

言語問題という領域は、先述した社会統合および共同体意識に関係する言語の役割に着目する場合、民族問題の領域とほぼ重なってくる⁽¹⁶⁾。したがって、日本でこの問題を語る以上は、民族問題に対する一般的な意識状況を見ておく必要がある。

日本社会の民族的・文化的均質性は高いと思われている⁽¹⁷⁾。また、第二次大戦後、アメリカの指導的な法理論家たちを中心に、民族的なマイノリティに対して「好意的無視 (benign neglect)⁽¹⁸⁾」と呼ばれる立場が一般的にとられていたともいわれる⁽¹⁹⁾。もっとも、日本において、果たしてアメリカにおけるのと同様の「好意的無視」の状況があったか否か、本稿ではこれ以上立ち入らない。ただ、ここでは日本の民族問題について、広く社会に問題意識が共有されているとは言い難いのが現状であるということではできらるだろう。

例えば、日本の政治担当者の一部には、今なお「単一民族国家＝日本」

というイメージが保持されていることから、こうした無関心の存在を読み取ることができる。その無関心をあらわす政治家の代表的な発言として、1986年の中曽根康弘のいわゆる単一民族発言から、2001年の鈴木宗男の「アイヌ完全同化」発言が挙げられる。こうした発言は、国内の民族問題に対する注意を喚起した⁽²⁰⁾。中でも中曽根発言は、国際人権規約委員会の審議の影響の下、日本における民族問題に大きな反響をもたらした。1987年、国際人権規約委員会に提出した第二報告書において日本は、アイヌ民族を「独自の宗教及び言語を保存し、また独自の文化を保持している」と認めるに至ったのである⁽²¹⁾。その後、アイヌである参議院議員萱野茂などの手により、国会内において少数先住民族問題を意識化する活動がなされる⁽²²⁾。そして、1997年、「旧土人」という名称が差別的であるなどの問題点が指摘されていた「北海道旧土人保護法」が廃止され⁽²³⁾、アイヌ文化法が制定されることになる。もともと、同法制定後、2001年度においてもいわゆる「単一民族」的「発言」が一部の国会議員にみられ、少数先住民族の問題が十分に意識化されているとはいいがたい現状にある。また、アイヌ文化法も、アイヌの先住民族性を明記しておらず、位置づけが不明確であると指摘されている⁽²⁴⁾。

このような問題は、憲法学上の問題としてどのように扱われてきたのか。この点、宮沢俊義をはじめとする憲法学者たちは大きくこの問題を取り扱うことはなかったといわれる⁽²⁵⁾。しかし、近年、こうした状況にも変化がみられる⁽²⁶⁾。

なお、これまで専ら日本の少数先住民族たるアイヌ民族に関して述べたが、琉球人もまた共通の歴史的事情を有する部分があるろうし、在日朝鮮人についても、同様に民族問題として論じる余地はあり得ることに留意すべきである⁽²⁷⁾。

このように日本においても、民族問題に対するかつての無視あるいは黙殺の段階からの脱却が試みられつつある。このような変化が日本に訪れた理由としては、多様な価値観が肯定されるようになったなどの内部

的要因もあろうが、特筆すべきなのは、外部的要因であろう。いわゆるグローバルゼーションは、この問題に対しても大きな刺激となるのである。

(3) 日本の言語問題を刺激する外部的要因

現在、いわゆるグローバルゼーションの下で、国民国家を前提とした従来の諸制度が揺らいでいるといわれる。こうした揺らぎ、すなわち相対化は、(a) 国際化による国家主権の制限などによる国民国家を超える相対化、(b) 地域化・分権化などによる国民国家を中から突き崩す相対化、の二者にまず大別される⁽²⁸⁾。

この類型 (a) の代表例とも言えるヨーロッパ統合の流れの中で、近代国民国家の代表例ともいえるフランスは、1992年、第五共和国憲法に第2条1項「共和国の言語はフランス語とする」を追加した⁽²⁹⁾。同年、ヨーロッパ評議会は、「ヨーロッパ地域・少数言語憲章」(以下、言語憲章と略す)を採択しているが、フランスは、同評議会加盟国である。フランス憲法第2条1項とこれとの関係は、大きな問題となる。

同条を受けて制定された「フランス語使用義務法」は、公的領域と私的領域の区別を前提とし、前者においてはフランス語を公用語として使用することを義務付け、それ以外の言語の使用を禁ずるものであった。これについては、公私領域の区別それ自体について疑問が呈されている⁽³⁰⁾ほか、こうしたフランスの行動は、対外的には自国の言語の独自性を保持するものだが、国内少数言語に対しては逆に同化を促進するものだとの指摘がある⁽³¹⁾。

このことから、近代国民国家における一つの原則ともいえる単一言語主義⁽³²⁾は、グローバルゼーションの下で問い直されているといえるだろう。かつては自明であった自「国語」⁽³³⁾の地位が、もはやそうとはいえなくなったここにおいて、言語と人との関係を法的に規定する必要性が顕在化する。

また、グローバルゼーションは、人それ自体の国際的移動をも含意す

る。1990年代以降のこうした動きにより、国民＝国籍と結合したシティズンシップの見直しが要求されているという理解が一般化したといわれる。⁽³⁴⁾これは国家を内側から相対化する類型 (b) の例とも考えられる。国民・国籍と切断されたシティズンシップ観念は、「国民国家の枠を超えた共同体の構成員の諸権利」⁽³⁵⁾と理解されるが、このような市民権には、「母語教育を受ける権利」、「民族教育・多文化教育を受ける権利」などがあり得るとされている。⁽³⁶⁾このような脈絡においてもまた、言語の法的定位の必要性が肯定される。

以上、日本においても「言語」と、社会との関係を改めて考察すべき背景を述べた。次に、いわゆる「言語権」という概念について、日本の理論状況を見ていく。

2 「言語権」の議論状況

「言語権」という語は、“language rights”、“linguistic rights”、そして“linguistic human rights”の三つのことばの訳語として使用される。このうち、“language rights”は、一般的に言語に関する権利を総称することばとあってよい。⁽³⁷⁾また、“linguistic rights”は、国連法文書等にある言語に関する権利を指し示す場合によく使用される。⁽³⁸⁾もともと、これらは厳格に区別されるわけではなく、ともに言語に関する権利一般を広く指す語であるといつてよい。それに対し“linguistic human rights”は、言語権を新たに人権として国際法文書上に明定する意図を内包するものであり、「言語的人権」として前二者とは区別して呼称すべきである。⁽³⁹⁾なお本稿において言語権というとき、特に限定を付さない限り、前者、すなわち言語に関する権利を一般にいうものとする。

言語権の発想自体は、第二次大戦以降においては1953年のユネスコ決議までさかのぼるといわれる。⁽⁴⁰⁾ユネスコは、多言語社会を積極的に肯定しており、言語の多元性を保持する政策の推進を図るため、1997年に「社会変容管理情報センター (Management of Social Transformation

Clearing House、以下、MOST と略す)」に言語権 (linguistic rights) 部門を新たに加え、諸国家に向けた情報提供を行っている⁽⁴¹⁾。また、そうしたユネスコの動きのみならず、実際、世界人権宣言第2条1項、ILO 条約第169号第23条、第26条等、いくつかの国際法文書中には、既に言語に関する規定が散見される⁽⁴²⁾。

なお、先述したように、アメリカは民族問題に対して「好意的無視」の立場が一般的であるといわれ、中央政府は「中立」をもって自らの属性としている⁽⁴³⁾。そのような憲法中に言語に関する規定を有さないアメリカにおいても、言語権に関する議論はある。例えばアメリカ言語学会は、1996年に言語権に関する宣言を出している⁽⁴⁴⁾。このように、言語に関する権利という発想自体は特別珍しいものではない⁽⁴⁵⁾。

さて日本は、アメリカと同様、言語に関する憲法上の規定を有さず、一見、言語的には中立であるかのような体裁が整っている⁽⁴⁶⁾。そのなかで、日本においても単一言語主義への反対論はあり、そうした主張においてまず言語権ということばは用いられてきた⁽⁴⁷⁾。このような脈絡における言語権は、運動論としての意味合いが強い。

この点、憲法学においてはどうか。民族問題に対して憲法学が先述したような無関心を示す以上、言語問題に関しても同様であったとの予測が成り立つ。法的な権利としての、具体的な「言語権」に対する考察は、必ずしも十分ではなかったように思われる。実際、言語に関する権利が憲法学上の問題となったことは、ほとんどなかったといわれる⁽⁴⁸⁾。しかし、全くないわけではなく、以下に見るように、言語に対して法的定位を積極的に試みるアプローチは、存在した。

1978年、鈴木敏和は、言語権について「ある個人にとって、その言語が自己の所属する人種的集団の用いる言語と同一であることを求め、あるいは使用する言語を他から強制されない権利は、もろもろの自由権、さらには幸福追求権などを具有するための手段としての、一種の基本的⁽⁴⁹⁾人権に関する周辺権である」と述べた。これは、カナダ連邦公用語法を

直接の素材とする論文の中で述べられものだが、その表現からも分かるように、必ずしもカナダに特有のものとして論じられたわけではなかった。そこでは、明らかに普遍的なものとしての言語権の性質規定が試みられていた。

そして2000年、鈴木は、言語権を「自己もしくは自己の属する言語集団が、使用したいと望む言語を使用して、社会生活を営むことを誰からも妨げられない権利」であると定義するに至る。なお、そこでは、①個人だけでなく集団にも享有され、②母語（最初に習い、今も使用可能な言語を意味するものとしてここでは用いる）だけでなく、多数派言語による同化等の結果失われつつある言語をも対象とするものであって、③当該言語話者集団の内部のみならず、国家やコミュニティから情報を受け、発信する権利であることを意味するものとされた⁽⁵⁰⁾。ここには、言語権の具体的内容として主張されているものがほぼ網羅されていると思われる。

①については、果たして言語権は個人的権利なのか、あるいは個人のレベルでは享有され得ない何らかの集団的権利のようなものなのか、という性質に関する疑問が生じる。言語権が個人的権利でしかないとしたら、表現の自由などの伝統的な人権規定に既に包含されている可能性があり、その場合、「言語権」を独自に論ずる意義は極めて小さい⁽⁵¹⁾。また、集団的権利であるとした場合は、リベラリズムとの整合性が問題となる⁽⁵²⁾。また、言語政策論の問題ではなく、実定的な権利として何らかの権利を定めるべき問題として扱う意義も追及されるべきであろう⁽⁵³⁾。

②については、現に母語として存在する言語だけでなく、祖先から受け継ぐべき、失われつつある言語、すなわち「承祖語 (Heritage Language)」についても言語権はあり得るか否か、という点が問題となる⁽⁵⁴⁾。主流派言語と母語が異なる場合は、意思疎通の不便という問題は明らかであり、その是正は社会統合の観点から支持され得る。それに対し、主流派言語を母語として使用する承祖語使用者に対しては、意思疎通の不便は考えられない。一方で、そもそも主流派言語集団が、ある言語集団を同化・消

滅せしめようとした結果、学校、公共機関その他の場面において主流派言語のみが使用されるに至り、承祖語はそのために駆逐されたのであるから、そのような状況にあるのは、主流派言語集団の責任であると考えられる。承祖語の「復元」は、外国人の母語の維持とは全く事情を異にするといえるのである。このような言語の「復元」については、例えば、その言語の使用が強制されることも手段としてあり得る。しかし、そこには、個人の表現の自由としての関係で問題が生じよう⁽⁵⁵⁾。

③については、少数派言語の国家内における使用領域をどこまで認めるべきか、という点が問題となる⁽⁵⁶⁾。使用領域に限定が付されている言語は弱体化を余儀なくされるとは、よくいわれるところである⁽⁵⁷⁾。一方でその使用領域を官公庁の使用文書など、公領域の諸場面に拡大していけば一般的にあって、そのコストとそれに見合う利益の調整が問題となる⁽⁵⁸⁾。言語問題を完全に政策の問題として捉えれば、ここには何らの枠も存しないことになる可能性があるだろう。

以上を整理すれば、①の論点は、言語を権利として捉えた場合のその性質に関するものといえ、②の論点は対象とする言語それ自体に関するものであり、③の論点は、言語権の具体的内容に関するものだといえよう。このように言語権が複雑な構造を有し、定義困難な概念が複合しているという認識は、言語権について論ずる者に広く共有されているところでもある。おそらくそのために、言語権に関する一連の議論は、多岐にわたる論点の指摘にとどまっているように思われる。

さて、このような鈴木のアプローチが、カナダの経験と伝統から示唆を得たものであるのに対して、1990年代以降は、先述したように、グローバル化からくる問題意識からのアプローチが多い⁽⁵⁹⁾。この点、フランスの先述したような動向を踏まえた上で、日本との類似性を指摘し、日本は単に言語問題を「法的問題として拾い上げてこなかっただけ」ではないか、と疑義を呈して、国民国家原理の批判的再検討までを視野に入れた展開を試みる杉本篤史に注目すべきである。より直接的に日本国

憲法と言語権との関係に論及した杉本は、「個人を人格的自律へと導くために不可欠な権利」という表現を用い、言語権を憲法13条の「前提的権利」であるとする⁽⁶⁰⁾。

言語権と日本国憲法との関係について直接言及したこれらの論者は、言語権について、人権享有のための「周辺権」(鈴木)、あるいは憲法13条の幸福追求権を保障するための「前提的権利」(杉本)とする。しかし、これらは日本国憲法における言語権の位置について明確であるとは思われない。この点、少数者の文化的権利に関していわれる「文化は自律的選択の自由を成立させる基礎条件」という常本照樹の表現に注目すべきである⁽⁶¹⁾。言語は文化の最重要ともいえる要素である。とすれば、言語は個人に対し日本国憲法によって保障されるものと考えることができよう。

このように、言語権を権利として捉える立場のほか、近時、まず論ずべきは実定的権利としての言語権ではなく、言語政策であるとする立場がある⁽⁶²⁾。

前者は後者について、言語問題はアド・ホックな言語政策論では解決できない問題なのではないか、などの問題点を指摘するだろう。また、後者は前者について、言語権の性質が不明確であるので、具体的な言語法制度を前提とする権利は政策の問題であって、一般的な形でそれを実定化することはできないのではないか、などの問題点を指摘するだろう。

本稿は、このような議論を対立するものとは必ずしも考えない。一見そのように見えるのは、言語権それ自体があまりに多種多様であり、整理がなされていないからである。言語権といわれている様々なものを類型化し、それぞれの性質の違いを明確化していくことによって、現行憲法上の人権規定から容易に導出される言語権、現行憲法上、解釈可能と考えられる言語権、法的な整備を前提とする言語権といった切り分けを本稿は試みるものである。

3 本稿の構成

(1) 本稿の目的

本稿の目的は、憲法上に実定されている言語権を一定の観点から類型化し、議論が錯綜しがちな言語権概念を明確化することにある。その観点は、既出である鈴木⁽⁶³⁾の表現から抽出される。すなわち、①言語を権利として捉えた場合のその性質（個人的権利か集団的権利か）、②対象とする言語（母語のみか、承祖語まで含むか）、③の言語権の具体的内容（どのような内容の規定がふさわしいか）、である。

言語権は、①の観点から、個人的権利と集団的権利のどちらと考えるかによって、同じ言語権に関する異なる立場として議論されているのが現状であり、往々にして択一的に競合するものと捉えられがちである。しかし、それらはそうした関係には必ずしもない。これは、言語権をどう捉えるか、という争いに一見見えたとしても、実のところは、伝統的な人権から導かれる範囲の外のそれを認めるか否か、という争いなのである。

言語権は、先述したような複雑かつ歴史的な背景事情から、その当該国に特有のものとして、我が国には参照不能であるとされる可能性がある。参照するにはその問題に関して日本との間に何らかの類似が存在することが必要であるが、多言語主義国家といわれる国々の社会状況と日本のそれは、グローバル化などにより近づきつつあるとはいえ、まだ一般には異なるものと認識されている。

確かに、言語権の思想、意義などについての一般論は別としても、実定された言語権の法的性質は一様ではない。言語権を抽象的な段階、すなわち思想あるいは運動論として捉え、⁽⁶⁴⁾ふさわしい具体的な法制度の設置を待つということも考えられる。当然、そのような意味が言語権にはない、などというつもりは毛頭ない。

しかし、言語権をそのようなものとして捉えても、参照可能な実定された言語権からの示唆をその「国特有」のものとして退けなければなら

ないということにはならない。「特有」であれば、それがなぜ「特有」であるのか、また「特有でない」言語権について、調査することは有意である。

本稿は、言語権概念の整理とともに、実定された言語権の実際から、ある種の普遍的な言語権の姿を抽出しようとする。その考察対象として、カナダ憲法上の言語権を選定する。理由は以下に述べる。

(2) 本稿における比較法の対象

カナダは、現在世界中を巻き込んでいるとさえいえる英語への同化と少数言語の存続の対抗関係が、国家の成立以降、連綿と続いているといっても過言ではない。同じヨーロッパ言語であるケベック・フランス語植民者集団と、それ以外の州の英語植民者集団との対立が主なものであるが、鈴木敏和の指摘するように、その対立が先住民族を含むカナダ全体の少数言語問題にもたらした影響は大きい。⁽⁶⁵⁾

もっとも、カナダの状況は特殊であり、日本とは相当に異なるので、参照する利益に乏しいのではないかと、とも思われよう。実際、カナダの一定の言語権は「カナダに特有 (peculiar to Canada)」⁽⁶⁶⁾であるとのカナダ最高裁の判例も存する。

しかし、言語問題が各国・各地域によって事情を異にするのは当然である。異なる事情を意識しつつ、参照可能な部分を抽出することは可能である。また、英仏両言語だけでなく他の少数言語についても、例えば先住民族の言語を話す権利は、「the Constitution Act, PART I, Canadian Charter of Rights and Freedoms (以下、「1982年憲章」と略す)」35条から導かれるものと解されている。⁽⁶⁷⁾

また、司法制度において一定の類似性が存する。⁽⁶⁸⁾カナダは、カナダ最高裁判所を頂点とする司法裁判所のヒエラルキーを厳格に維持しており、各司法裁判所は、連邦・州を問わず全ての立法について裁判権を有する。また、1982年憲章を制定して以来、アメリカ型の違憲審査制をとるよう

になったともいわれる。法的権利としての言語権の解釈を明らかにする訴訟も多く、⁽⁶⁹⁾フランス語話者の有する憲法上の言語権規定は、同憲章により格段に拡充され、それらに関する事案につき下された最高裁判例は、かなりの蓄積をみている。⁽⁷⁰⁾

そして、カナダは「近代的個人主義に基づく人権思想」と、「先住民民族等の集団的権利を並存させている」連邦主義国家であり、両者の関係を見る上で欠かすことの出来ない対象といえるのである。⁽⁷¹⁾

(3) 本稿の視点

言語を何らかの法的概念に捉えなおす試みは、「言語」や「民族」などの用語の定義困難性を不可避免的に内包することは、いうまでもない。しかし、冒頭でも述べたが、日本においても歴史的・現在的な言語問題は存在する。

この点、先住権など、歴史的あるいは地位的特殊性を考慮したより包括的な権利の一内容として言語権を考えるならば、それに含まれている内容全てが、先住権の承認とともに導き出されるので、言語権を単独で論ずる価値は特にないとも思われよう。⁽⁷²⁾この場合、言語権はあくまで先住権に内在するものとなる。

しかし、言語問題は、必ずしも先住民族のものに限られない。言語的マイノリティー一般に共通する問題でもある。グローバルゼーションの下、英語以外の全ての言語に危機が到来しているとみることもできる。そこで本稿は、「言語」という個人のアイデンティティの最重要の要素ともいい得るものからのアプローチを試みる。

現在、日本国憲法上、言語に関し既存の権利により保障されている範疇、例えば、個人的な言語使用については、まず表現の自由などの憲法上の個別規定にて保障されると考えられる。⁽⁷³⁾もし言語権がそうした範囲に限られるものであれば、改めて論じる必要はない。ただ、日本国憲法13条に基づき自己の属する民族の文化を享有することは、「自己の人格

的生存に必要な権利ともいい得る重要なもの⁽⁷⁴⁾」とした判決も存する。この判決の射程は必ずしも明らかではないが、従来の個人的権利の性質を越えた権利について、この文化享有権という概念から示唆を得ることができるだろう。

(4) 構成

本稿ではまず、前提的な作業として、言語権の基礎的な概念の規定を試みる。ここで得られた視座から、カナダにおける実際の憲法上の言語権を検証していく。その際、カナダ最高裁の判例に主眼をおく。というのも、最高裁判例がもっとも言語権の実定的権利としての運用実態を示すものと考えられるし、また他の権利との関係もそこで明らかになるからである。

第二章では、言語権として語られているその内容、性質等についての議論をみていく。この章において、先に指摘した言語権の複雑な構造と多義性についての整理を試みる。

第三章では、具体的な言語権の動態をみるために、カナダの言語に関する憲法上の規定について下されたいくつかの最高裁判決を見る。

最後に第四章では、第二章で得られた視座により、第三章でみたカナダの経験から得られる日本への示唆の獲得を目指す。

この一連の作業は、わが国においても、日本国憲法13条にいわれる個人主義と「集団」との関係問い直すことともなり、また、日本国内の多数派言語集団と少数派言語集団の調整手段たる言語立法の理論的基礎構築の一助ともなろう。

- (1) 碧海純一「法と言語再考 (四)」『法学協会雑誌』110巻9号 (1993年) 16頁参照。
- (2) 碧海純一「法と言語再考 (一)」『法学協会雑誌』110巻5号 (1993年) 13頁、なお同「法と言語再考 (五)」『法学協会雑誌』110巻10号 (1993年) 5頁参照。

- (3) 碧海・前掲(注1)参照。
- (4) ベネディクト・アンダーソン(白石さや・白石隆訳)『増補 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』(NTT出版・2003年)32~50頁参照。
- (5) 同上76~90頁参照。ベネディクト・アンダーソンは、「人間の言語的多様性の宿命性」「資本主義」「印刷技術」の三つの要素が、「想像の共同体」としての「国民国家」の現出する素地となったとする。
- (6) 同上参照。
- (7) 同上85頁参照。
- (8) 言語ということばの射程は広く、例えばいわゆる「計画言語」もそれに入る。これは、一定の目的のために人為的に作られた言語を意味するとされる。これに対し、「民族言語」はその発生起源からして「自然言語」ともいわれる。参照、田中克彦『言語学とは何か』(岩波書店・1993年)209・210頁参照。
- (9) 中村睦男「アイヌ特別立法の成立とその展開」『平和と国際協調の憲法学』(勁草書房 1990年)325頁、祖父江孝男『文化人類学入門 増補改訂版』(中公新書・1990年)20~23頁等参照。とくに言語による民族の特定につき、田中・前掲(注8)151頁を参照。なお、二風谷ダム判決については、札幌地判平成9年3月27日判例時報1598号33~55頁参照。
- (10) アイヌと琉球人は同様に日本の先住民族として認識され得ることにつき、フロリアン・クルマス(桂木隆夫訳)「日本の多文化社会への道程」桂木隆夫編著『ことばと共生』(三元社・2003年)232頁参照。
- (11) 西川長夫「多文化主義・多言語主義の現在」西川長夫、渡辺公三、ガバン・マコーマック編『多文化主義・多言語主義の現在』(人文書院・1997年)10頁参照。
- (12) 多言語状態が日本においても外国人労働者の増加により引き起こされるという予測に付き、鈴木敏和「言語権とはなにか」『立正法学』34巻2号(2001年)23頁、およびフロリアン・クルマス「言語権とグローバル化」『関西大学人権問題研究室紀要』44巻(2002年)32頁等参照。
- (13) 西川長夫「『多言語主義』の背景」『大修館書店月刊言語』8月号(1998年)27頁参照。
- (14) 言語に直接関係する法律上の規定として、裁判所法74条、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(以下、アイヌ文化法と略す)1条および2条が挙げられる。
- (15) W. Kymlicka, *POLITICS IN THE VERNACULAR*, 1st ed. (New York: Oxford University Press, 2001) at 7.
- (16) 西川・前掲(注11)9~23頁、ならびに石山文彦「多文化主義理論の法哲学的意義に関する一考察(二)」『国家学会雑誌』113巻7・8号(2000

年) 610~615頁等参照。

- (17) 武者小路公秀「先住民族と非先住民族の共生ということ」二風谷フォーラム実行委員会編『アイヌモシリに集う』(悠思社・1994年) 109頁、および常本照樹「民族的マイノリティの権利とアイデンティティ」岩村正彦他編『岩波講座現代の法14自己決定権と法』(岩波書店・1998年) 197頁、吉田邦彦「アイヌ民族と所有権・環境保護・多文化主義(下)」『ジュリスト』1165号(1999年) 101頁等参照。
- (18) 「好意的無視」とは、「国家は、人々が自由に自らの特定の文化的愛着を表明することに対して反対はしないが、このような表明を援助することもない」ことを意味するネーサン・グレーザーのことばである。W. Kymlicka, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights* (New York: Oxford University Press, 1995), at 3. 同和訳、ウィル・キムリッカ(角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳)『多文化時代の市民権——マイノリティの権利と自由主義』(晃洋書房・1998年) 5頁参照。
- (19) *Ibid.*, at 57. 同和訳81頁参照。
- (20) 中曽根発言については、朝日新聞 1986年(昭和61年) 9月24日参照。鈴木発言については、同2001年(平成13年) 7月3日参照。なお、武者小路公秀「閣僚・政治家の『単一民族発言』に対する抗議声明」(<http://www.imadr.org/japan/jc/jc.statement.8.7.No.2.2001.html>) (2003年1月15日) 参照。
- (21) この経緯につき、参照、岩沢雄司「二風谷ダム判決の国際法上の意義」『国際人権』9号(1998年) 57頁参照。
- (22) 「萱野茂・国会発言集」萱野茂・佐々木高明・野村義一・榎森進・加藤一夫・常本照樹・大塚和義・尾本恵市・吉崎昌一『アイヌ語が国会に響く』(草風館・1997) 175~225頁参照。
- (23) これらの経緯等については、中村・前掲(注9)、および加藤一夫『北海道旧土人保護法』同上書所収参照。
- (24) アイヌ文化法はアイヌ民族の先住性が明記されていないため、他の民族文化とは別個に何故彼らだけのために文化振興立法があるのかにつき説明不足であるとされる。このため、平等原則に抵触するおそれありとする見解につき、吉川和宏「アイヌ新法」『法学教室』203号(1997年) 3頁。
- (25) 江橋崇「小林憲法学とアイヌ民族差別問題」樋口陽一・野中俊彦編集代表『憲法学の展望』(有斐閣・1991年) 473~475頁参照。
- (26) 近時の言語権に関する論文としては、石山文彦「言語政策と言語観——カナダ・ケベック州のフランス語化政策をめぐる論争を素材として——」『21世紀の主権、人権、および民族自決権』(未来社・1998年)、久我和巳「言語権をめぐる諸問題(1)」『行政社会学論集』14巻1号(2001年)、伊

藤直哉「カナダ言語政策における言語権の確立とその構造」『大学院国際公法メディア研究科・言語文化部紀要(北海道大学)』39号(2001年)、渋谷謙次郎「言語問題と憲法裁判：ソ連解体後の『デモス』と『エトノス』の弁証法」『比較法学』35巻2号(2002年)が挙げられる。

- (27) クルマス・前掲(注10)および常本・前掲(注17)185頁以下等参照。
- (28) この類型につき、辻村みよ子「国家の相対化と憲法学」『法律時報』73巻1号(2001年)18頁参照。
- (29) 辻村みよ子執筆部分、樋口陽一・吉田善明編『解説世界憲法集第4版』(三省堂・2001年)267頁参照。
- (30) この言語憲章を巡ってフランス憲法院は、興味深い判決をいくつか出している。詳しくは、江藤英樹「フランスにおける言語権問題に関する憲法院判決とそれをめぐる憲法論議の考察」『法学論叢(明治大)』74巻4・5合併号(2002年)参照。
- (31) 杉本篤史「言語と憲法学」『早稲田大学教育学部学術研究(地理学・歴史学・社会科学編)』49号(2001年)36頁参照。
- (32) 「単一言語主義」ということばを、国家においてある特定の言語一つのみを承認し、使用、推進する思想という程度の意味として、ここでは使用する。
- (33) 「国語」のイデオロギー性については、さしあたり田中克彦『国家語を超えて』(筑摩書房・1993年)を参照。なお、日本の「国語」とフランスの「共和国の言語」との異同については、杉本・前掲(注31)31頁参照。
- (34) 辻村・前掲(注28)19頁参照。
- (35) 近藤敦『外国人の人権と市民権』(明石書店・2001年)23頁参照。
- (36) 同上書248・249頁参照。
- (37) Kymlicka, *supra* note 15 at 1.
- (38) ユネスコのウェブページ (<http://www.unesco.org/most/ln1.htm>) (2003年9月17日)参照。
- (39) Tove Skutnabb-Kangas, *Linguistic Genocide in Education — Or World Wide Diversity and Human Rights?* (Lawrence Elbaum Associates, Inc. Publishers, 2000) at 497.
- (40) クルマス・前掲(注12)31頁参照。その萌芽は、1948年の世界人権宣言第2条1項にみることができるとされる。それより以前においては、1867年のオーストリアにおける国家基本法19条がある。これは、全ての民族の平等と、各地域で使用されているあらゆる言語の、教育、公職および公的生活における平等を謳ったものである。これにつき、石川健治「多民族社会化と個人の人権」針生誠吉先生古稀記念論文集刊行委員会編『定本憲法の二十一世紀的展開：針生誠吉先生古稀記念論文集』(明石書店・1997年)75・76頁、および渋谷謙次郎「言語権の系譜——ナショナリズムの東欧・

- ロシアへの波及の中で——」『比較法学』32巻2号(1998年)334頁参照。
- (41) ユネスコのウェブページ・前掲(注38)参照。
- (42) 国際法文上の言語権に関する規定は、MOSTのウェブページ上に列挙されている。(http://www.unesco.org/most/ln2int.htm)(2002年7月28日)参照。
- (43) 憲法中に言語に関する規定を持たないことは、言語について中立の立場のあらわれであるとする主張につき、W. Kymlicka, *The Future of the Nation-State*. 同和訳、ウィル・キムリッカ(稲田恭明・角田猛之・竹村和也・戒能通弘訳)『国民国家の未来を考える』(第5回神戸レクチャー資料、日本法哲学会・IVR日本支部、1998年)12頁参照。なお、そもそも欧米も日本も言語権の理論的研究について「同じような」状況である、ともいわれる。桂木隆夫「言語権と言語政策について」桂木(編)・前掲(注10)所収14頁。
- (44) アメリカ言語学会は、「Statement on Language Rights」において、先住民族に対してその言語と文化の維持を可能とすることは、合衆国政府と人民の特別な義務である、としている(同宣言パラグラフ4)。これにつき、以下のウェブページ(http://www.lsadc.org/langrite.html)(2002年7月15日)参照。この和訳につき、臼井裕之・木村護郎「第三部 資料編」言語権研究会編『ことばへの権利』(三元社・1999年)188・189頁参照。
- (45) 1990年代に入り、こうした言語権についての関心が特に高まったとされる。言語権研究会(編)・同上7頁参照。
- (46) MOSTウェブページ(http://www.unesco.org/most/ln2nat.htm)(2002年7月18日)参照。日本、アメリカの他に、イギリス、オーストラリア等も同様に憲法中に言語に関する規定をもたない国としてここに挙がっている。
- (47) 三浦信孝編『多言語主義とは何か』(藤原書店・1999年)、後藤斉「インターネットと言語」(http://www.sal.tohoku.ac.jp/~gothit/mykipc8.html)(2002年12月15日)および言語権研究会(編)・前掲(注44)10頁等参照。言語権ということば自体、言語差別を可視化し、是正しようとする運動論的意味合いにおいて用いられる場合がある。
- (48) 憲法学上の言語問題への無関心について、参照、杉本・前掲(注31)29頁。また、日本国内の先住民族の問題が、国家相対化現象の議論の主流とされていないことにつき、辻本・前掲(注28)21頁参照。なお、民族問題に対する無関心については江橋・前掲(注25)参照。
- (49) 鈴木敏和「カナダ公用語法の諸問題」『立正法学論集』11巻3・4号(1978年)2頁参照。もっとも、この引用文中にある「人種」とは、誤用であろう。というのも、「人種(race)」とは、この地球上に現存する人類

を「先天的遺伝的な身体上の特徴」で分類した時の単位であり、「民族(ethnos, ethnic group)」は、「共通の言語、共通の生活様式に加えて、同一の集団に帰属するという意識(identity)をもつ人びとの集団」であると定義されるからである。この二者の混同は、よくあることであり、例えばユダヤ人についてもかつてそのような混同はなされた。このような誤用が多いことについては、祖父江・前掲(注9)参照。

- (50) 鈴木・前掲(注12) 30・31頁参照。なお、鈴木言語権関連の論文は、同著『言語権の構造』(成文堂・2000年)にまとめられている。同書は、カナダを中心にコモンウェルス諸国の言語政策の歴史・沿革などを広範に取り扱う。
- (51) 伝統的な人権によって保護される範囲においては、独自に言語権を持ち出すまでもなく、それらの伝統的な人権によって保護されると考えられる。Fernand de Varennes, “To Speak or Not To Speak The Rights of Persons Belonging to Linguistic Minorities” (1997) (<http://www.unesco.org/most/ln2pol3.htm>) (2002年7月17日), 3. para. 3.
- (52) Kymlicka, *supra* note 15 at 18-23.
- (53) 桂木・前掲(注43) 34~39頁参照。
- (54) 鈴木敏和「少数語の権利について」『立正法学』25巻1~4号(1992年)48頁参照。
- (55) こうした言語の復元を援助することがどのような意味を有するかにつき、石山文彦「言語権と言語の『領土』」桂木(編)・前掲(注10)所収参照。
- (56) 特に教育の場面においては重要である。というのも、言語教育はその言語の生存・維持に大変深く関係しているからである。以下を参照。Kangas, *supra* note 39 at 499-505.
- (57) 現代社会においては、言語の生存・維持のためには政治・経済・学術等、公的な生活場面での使用の保障が不可欠であるという見解につき、以下を参照。Kymlicka, *supra* note 15 at 156-159.
- (58) de Varennes, *supra* note 51. 3. para. 5.
- (59) Robert Phillipson and Tove Skutnabb-Kangas, “Linguistic Rights and Wrongs” (Applied linguistics Vol.16 No.4) (1995) at 487. 同和訳、木村護郎訳「言語的不正と言語権」言語権研究会(編)・前掲(注44)所収参照。なお、言語権につきカンガスおよび言語学者ヴァイスゲルバーの所論を参照するものとして、大江洋「言語を権利と捉えること」『立教法学』55号(2000年)。
- (60) 桂木・前掲(注31) 40頁参照。
- (61) 常本・前掲(注17) 184頁参照。二風谷ダム事件判決において、いわゆる「文化享有権」は、憲法13条より導かれ得るとされ、注目された。詳し

くは札幌地裁・前掲判決（注9）参照。さらに、「文化享有権」は、井上達夫のいう「逞しいリベラリズム」の立場と整合的であり、個人的権利として文化的差異の追求を可能とする権利概念であるとの指摘がある。高作正博「多文化主義の権利論——『文化享有権』の可能性」『上智大学論集』42巻1号（1998年）194頁、井上達夫『共生の作法——会話としての正義——』（創文社・1986年）235頁以下等参照。

- (62) 桂木・前掲（注43）35頁参照。ここで議論されている言語権は、環境権とのアナロジーで考えられている。
- (63) 同上19頁参照。
- (64) 「言語権とは、人間の平等という概念を言語的側面に適用し」、「言語差別を差別として可視化し、是正しようとする試み」であるともいわれる。言語権研究会（編）・前掲（注44）8頁参照。
- (65) 鈴木・前掲（注12）22頁、および西川・前掲（注11）11頁等参照。
- (66) *MacDonald v. City of Montreal* [1986] 1 S. C. R. 500.
- (67) P. W. Hogg, *CONSTITUTIONAL LAW OF CANADA* loose-leaf ed. (Toronto: Carswell, 2001), at 53-2.
- (68) カナダ違憲審査制度の比較法的研究については、佐々木雅寿『現代における違憲審査権の性格』（有斐閣・1995年）を参照。
- (69) 前半部分につき、参照、Stephan M. Salzberg、本間一也・編集・訳「英米法と比較したカナダ法の特質」『カナダの現代法』編集代表・桑原昌宏（御茶の水書房・1997年）7頁参照。また、佐々木雅寿「カナダにおける違憲審査制度の特徴（上）」『北大法学論集』39巻2号（1988年）80・81頁参照。また、後半部分については、以下。Phillipson and Kangas, *supra* note 59 at 101.
- (70) the Constitution Act, 1982, PART I., the Canadian Charter of Rights and Freedoms, s. 16-24.
- (71) 佐々木雅寿「先住民族の権利および自治政府とカナダ憲法」『比較憲法学研究』13号（2001年）参照、特に79～81頁。
- (72) 例えば、先住権は、民族自決権に類似する。それは、土地・資源への権利や、自民族の言語を話す権利などを包括的に含むとされる。相内俊一「世界の先住民族の権利」『21世紀世界の人権』田中茂二郎編（明石書店・1997年）。
- (73) 市川正人『ケースメソッド憲法』（日本評論社・1998年）31頁参照。もっともこの立場は、個別的規定で保護されない箇所については13条から保護が導かれ得るとする。
- (74) 札幌地裁・前掲判決（注9）44頁参照。

二 「言語権」の性格

1 「言語権」における「言語の本質」

「言語とは何か」という問いに対して完全に回答することは困難である。しかし、ここで問題とする言語の価値については、一般に承認されている他の価値、例えば、個人のアイデンティティの形成・発展・維持という価値などとの関連で論ずることができようし、またそうすべきであると考えられる。そのような脈絡で捉えられる言語の本質とは、どのようなものなのか。まずその機能的側面に着目しながら見ていく。

知識社会学の立場から、日常生活は「他の仲間たちと共有していることばを伴い、またことばという手段を通じての生活」にほかならないと説明される⁽¹⁾。

我々は、ことばによって描写される「現実」⁽²⁾のなかで暮らしている。突然、それが別のことばによって語られることになったならば、その「現実」はすっかり様相を変えてしまう。そうなれば、その後の日常生活そのものに危惧を抱き、当惑することになる。つまり、我々自身がその生活の「現実」を構成することばの使用者であるという事実により、日常生活の平穩は保たれているのである。このことは、ことばが相對峙する二者（この場合、人間とは限らない。そのことばで表現されたあらゆる事物が對峙者となる）の對面的狀況における意思疎通ツールとしての役割を有しており、それが日常生活の平穩に不可欠であることを意味している。

また、ことばは、以上のような現在進行的な對面的狀況において不可欠であるばかりではない。ことばは場所と時間の拘束を越えた狀況における意思疎通をも可能とする⁽³⁾。すなわち、何らかの記録（口伝という場合もあり得よう）や創作などによって、過去の現実に起きた事象や現実には起こっていない事象などについて知識を得ることができる。ことば

この機能は、個人的なレベルでは決して経験せず、またすることもあり得ないような経験をもたらす。その結果、我々の日常生活空間は、飛躍的な広がりを見せる。

さらに、ことばは、自己の内面において重要な機能を有する。他者に向けて発せられたことばであれ、自己に向けられたことばであれ、一度ことばとしての客観化をみた意味内容は、内省的レベルを超えた具体性を帯びる。すなわち、それまで自己の主観内にとどまっていた、ある種茫漠とした意味内容は、ことばにされることによって客観性を強力に帯び、自己にとっても「より現実的⁽⁴⁾」なものとなるのである。そして、そのようなことばで説明可能な「より現実的」な自己への対応が可能となるのである。

このように、ことばは、自己を取り巻く他者を規定して主観的「現実」のものとし、日常生活を構成するものであり、また、日常生活空間を拡張するものでもある。そして、自己をことばにより「客観化」し、より「現実」のものとする機能を有するのである。

また、一般的に社会学の立場からは、ことばはコミュニケーションのシステムと表現のシステムであるとされる。二人の個人間における社会的相互作用は、コミュニケーションシステムの共有があってはじめてなされ得る。社会相互作用の参加者は、それなしにはお互いの行動を調整して協働することはできない。そこで、合意への到達と行動の調整、個人の社会化は、言語の中核的な機能とされる⁽⁵⁾。

これらの機能は、およそ社会生活に必要不可欠のものであり、さらに自己の内面の「現実化」といった、個人のアイデンティティに直接関わるものである。この点に着目すれば、ことばは、道具的側面を有するといえる。この道具的側面により、人々の個人的な体験や経験は、社会に流通し保存されることになる(道具的側面)。このような側面は、およそどのような言語でも持つといえるだろう。しかし、これにのみ着目するのであれば、何か一つのことばが存在していれば用は足ることになる。

むしろ、日常生活や個人のアイデンティティを構成する言語が複数であれば、社会の統合は難しいのではないか。あるいは国家の発展を阻害するのではないか。そのような考えもここから導かれよう。

ただ、これには、一つのことが前提とされているように思われる。すなわち、言語はあたかも衣服のように、ごく簡単に、自由に着脱可能である、ということ、さらに、その言語が完全に中立的で、いわば無色透明であって、何らの文化的・社会的な性格も有さない、ということである。しかし、実際には、言語と個人の結びつきは深く、着脱するには相当の苦痛を伴い、また、誰もが中立的に使用することのできる匿名的な言語はあり得ないと思われる。というのも、ことばのもう一つの側面は、単純かつ容易に代替可能な道具ではなく、その存在自体に意味があることを示しているからである。

ことばの体系は、その使用者集団の中で、例えば日本語、アイヌ語、英語、フランス語等、それぞれのいわば個性を獲得するに至る。というのも、ことばは、時とともに人々の「意味と経験が膨大に蓄積された貯蔵庫」となって体系化されるからである。そして、それらの「長期保存と後続世代への伝達」が可能となり、時間とともに個人および社会による取捨選択を経て、「知識の社会的在庫」が形成されていく⁽⁶⁾。この「知識在庫」の一部には、それぞれの社会における自明的で原初的な知識が存在しており、それらは、その社会の「世界」を形成する⁽⁷⁾。

そして、その「世界」は、個人のアイデンティティに意味をもたらす⁽⁸⁾。例えば、ある行政官としてのアイデンティティや、ある労働者としてのアイデンティティは、それぞれ別個に異なるものとして歴史的社会的過程からもたらされる⁽⁹⁾。

社会言語学からは、このことは、以下のように表現される。「人間にとっては、その外にあるものでしかない世界は、言語によって意味づけられ、そのようにしてはじめて人間の所有になり」、「このようにして、それぞれの異なる世界を創り出す特有の言語を話すそれぞれの共同体が

形成される。共同体は単に共通の言語を話すのみならず、そのことによって共通の世界をも所有しているのである。そしてこの言語共同体が、だいたいにおいて『民族』というものにあたる⁽¹⁰⁾。

こうしたことから、言語は、それ自体が一つの世界観を担うのであり、「民族」を形成する作用を有するといえる。(世界観創出的側面)。

以上に述べたところから、言語権において問題となる言語の本質は、個人の日常生活の成立とアイデンティティ形成、そして共同体の世界観をも保持するところに見出せよう。この二つの側面は、切り離して考えることはできないのである。

2 言語権が問題となる背景

以上の二つの側面から、言語には、個人のアイデンティティの形成と、社会的な統合の維持という二つの役割があることが分かる。したがって、言語政策というものは、国家にとって重大な関心事である。多数の言語共同体が存在する国家においては、それら集団間の衝突を避けるため、計画的に新しい言語を創り出すまでには至らないにしても、唯一の「公用語」(ここでは官公庁における使用文書をはじめとする公的領域における使用言語、という意味で使用する)あるいは「国語」(国家において唯一使用される地位に事実上置かれており、しばしばそうあるべきとの主張も伴う。例えば日本における日本語)として特定の言語が選択される。このような国家の選択の結果、周辺化される言語が生じる。そこでは、国家が「公用語」の地位にどの言語を置くか、が問題となる⁽¹¹⁾。ただ、これまで言語に関する問題は、従来のリベラリズムの流れの中では、重大なものとして浮上しなかったが⁽¹²⁾、現在は、「国民国家」との関係で議論されている。

(1) 国民国家に内在する言語的緊張の要因

ドイツの社会学者ケーニヒによれば、言語権は以下のような脈絡を有する。伝統的な「国民国家」モデルは、国内における文化的・宗教的・

言語的な個性の漸次消滅と、それに起因する国民の同質性を前提としていたといわれる。しかし、現実には以前として国内において文化的多様性は存続している。このように文化的多様性を有する社会のなかで、個別的な文化のアイデンティティへの要求と、国家レベルでの社会の統合との両立を図るような民主政治が、多文化主義 (multiculturalism) の名の下に議論されている⁽¹³⁾。

この多文化主義ということばは、諸分野において使われるので一義的に定義することは困難だが⁽¹⁴⁾、この脈絡では、市民の普遍的でない特殊な文化的アイデンティティを「承認 (recognition)」する諸政策であるとしてよいであろう⁽¹⁵⁾。この「承認」とは、ある特定のアイデンティティの社会的承認を意味するカナダの政治哲学者チャールズ・テイラーのことばである。それは、例えば民族、言語、人種、性別などに関連するアイデンティティに一定の影響を与える。これらのアイデンティティへの歪んだ承認・不承認は、そのようなアイデンティティを「不名誉」なものであるとしたり、あるいは「存在しない」ものであるとしたりする⁽¹⁶⁾。

このような「承認」が、少数者に与えられない背景としては、「一つの国民、一つの言語、一つの国家」という国民国家の伝統的な理念の存在がある。この理念には、市民的モデルと民族的モデルとがあるとされる⁽¹⁷⁾。

両者とも、社会的結合が強度に達成されていることを前提とする。それらは歴史と由来を異にするが、多文化・多言語状況への対応には共通するものがある。まず、典型的には共和政理論において定式化されるモデル、すなわち市民的国民国家について述べる。そこでは、特定の共同体的拘束は、一定の市民権と人権に代表される全世界的な規範によって基礎付けられた法システムに置き換えられ、社会的な統合は、非民族的な公共領域、すなわち社会的な紛争が民主的に解決されるような領域の構築と憲法の条項によって達成され得るとされる。そして一つの国家に統合された一つの国民として、言語を含む他の民族文化的要素が公共領

域に反映されることは禁じられる⁽¹⁸⁾。

一方、民族的モデルにおいては、国家の形成は、国家以前の共同体、すなわち、文化と精神、習慣、とりわけ言語を共有し、歴史的起源と運命を一にするものの自己表明手段として考えられる⁽¹⁹⁾。例えば、ドイツ・ロマンチズムにおける Volk としての共通のアイデンティティを持った共同体としての国家観がこれに当てはまるとされる⁽²⁰⁾。そして、公共領域においては、特定の民族性の反映が見られることになる。

市民的国民国家と民族的国民国家の大きな違いの一つは、公共領域に中立性が要求されているか、特定の民族色を当然に有することが前提とされているかであると思われる。しかし、その集団に属しない者に主流派社会への同化を強いる側面は、たとえ他の民族に寛容な国家であっても存在する。公共領域の中立性についても、意識的・無意識的に多数派集団が自らを標準化・基準化するための隠れ蓑となるおそれが拭いきれない⁽²¹⁾。

言語の多様性は、以上のような伝統的な国民国家のシステムに重大な疑義を呈する。というのも、このような国家システムの下では、一つの言語が社会的統合 (social integration at the societal level) の機能を果たすと考えられてきたからである⁽²²⁾。そして、これら二つの国民国家モデルは両者とも、単一言語主義政策をとるものが多い⁽²³⁾。この単一言語主義は、一般的には、国家が工業化と官僚機構化の機能的要請に応えるためにとられる諸々の文化均質化政策としての意味を有する⁽²⁴⁾。

この単一言語主義は、非支配的な言語集団を差別化し、個別的な少数派言語の消滅を目的とする言語政策によって実現される⁽²⁵⁾。具体的なこれらの政策のなかでもっとも重大なものを挙げれば、それらは「地位の統制 (status planning)」と「コーパス統制 (corpus planning)」であるとされる。前者は、メディア、教育、政治過程において公用語を制定することであり、後者は、音声と語義、文法を体系化して、公用語を標準化することである。このように、国家が特定の言語規範をつくりだし、そ

それを擁護することは、特定の言語集団を支配的な地位に置き、その他の集団を周辺に追いやることを意味する⁽²⁶⁾。また、コーパス統制は、例えばことばの発音について正統異端の別をつけ、いわゆる方言的变化の要素を駆逐しようとする。この過程で、方言的なことばの話者は、低い地位に置かれざるを得なくなる。そして、言語による支配階層と被支配階層の差別化が図られることになる。このような構造のなかで、少数派言語話者は、その言語を捨て、あるいは隠さなければならず、支配的多数派言語集団への同化を事実上強要される⁽²⁷⁾。このことは、多様性そのものが原因ではなく、言語の問題に起因する階層化に緊張の原因があることを示している。

そして、先に述べたような「伝統的な」国民国家の理念は、それを単純に貫徹させれば、以上の病理的側面を助長するおそれ、すなわち単一言語主義の極端な実現などによる、人々の階層化のおそれを有しているといえよう⁽²⁸⁾。「公用語」は、官公庁等公の機関で使用される言語、という程度の意味しか持たず、また、それだけでは公的領域のどの場面で使われるかについても明確ではない。しかし、「国語」という表現は、実際には公的領域における包括的地位を意味するほか、国家の言語が単一であることを意味する傾向が強い。このような「国語」は、何の思慮もなく扱えば「中央」「共通語」>「地方」「方言」という使用者を階層化するような構図を創り出しかねない。

(2) 国民国家に外在する言語的緊張の要因

現在、経済や法、科学などの諸分野が、国境を越えて発展している。それとともに、国家のそれらに対するコントロール機能も相対化されている⁽²⁹⁾。

そして、市民型国民国家も民族型国民国家も、このグローバルゼーションの下で変容を余儀なくされている。国際法上、諸国家に対する世界規模での拘束が増加したことや、それまでは国内レベルで問題となるに過

ぎなかった人権問題が国際的にも問題とされるようになった⁽³⁰⁾。このことは、少数先住民族、地域的少数者、移民が国際標準を利用するという手段を有するようになったということの意味する。

さらに、文化的意味でのグローバリゼーションにより、伝統的なアイデンティティが相対化され、それに代わる個別的なアイデンティティの再主張、再構築が引き起こされる。このような動態が、政治権力と個々の民族集団との対立の要因となると考えられる⁽³¹⁾。

以上のような状況の下、言語的緊張は、国内から生じるだけでなく、国外からももたらされることになる。移民の流入の問題は、伝統的にはアメリカやカナダ、オーストラリアの問題であったが⁽³²⁾、今やヨーロッパや東アジアも同様にそれに直面しているといえる。そうして生じる多言語状況の中で、単一言語主義政策を採ることは、言語集団間に危険な緊張を生み出すことに他ならないといえよう⁽³³⁾。

3 言語権へのアプローチ

言語が社会において果たす役割はあまりに大きく、その性質の複雑性は、言語集団間の緊張関係にも影響を大いに与えている。この複雑性から、言語を権利として扱うにあたっては、言語学、社会学、政治学等、様々な分野からのアプローチがあり得る。そもそも言語に対する法学の態度が未成熟であるといつてよい現在、学際的なアプローチなくして、言語の権利をしての姿を模索することはできない。特に、デンマークの言語社会学者であるトーベ・スクトナブ-カンガスの所論は、言語権の基本的な思想や意義、役割を描き出しており、ここでも参照に値する。

ただ本稿は、あくまで法学上の概念としての言語権を定位することに主眼をおくものである。これは、言語権が少なくとも一定の範囲で、明確な意味内容をもっており、政策判断の問題ではないのだ、ということを一程度前提としている。というのも、先述したような言語自体の有している諸々の役割の重要性から、完全に政策の問題に委ねられるべき

ではないと考えるからである。言語が社会において果たしている役割が、個人のアイデンティティと共同体の世界観を構築・保持することであることに鑑みれば、それは個人の自律に深くかかわっているといえるのである。その意味内容について整理を試み、言語権を切り分けるために、まずは国際法上の言語権について考察する。そこで、いわゆる「民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言(以下、マイノリティ権利宣言と略す)⁽³⁴⁾」における言語権を中心に、見ていく。

その後、国際法上の言語権の現状に異を唱え、あるべき言語権の姿を模索するものとして、カンガスとカナダの政治哲学者キムリッカの所論を見る。カンガスは専ら言語学的観点から言語権の内容の画定と人権としての確立を目指すのに対して、キムリッカは、必ずしも人権であることを前提とせず、リベラリズムの中で補完的な役割を果たすと主張するところの「集団別権利 (group-differentiated rights)」という概念の中に言語権を組み入れようとする。

(1) 国際法上の言語権

言語に関する権利規定は、既に国際人権関係のいくつかの法文書中に散見される。それらにおいて言語は、「多くの場合、公共利益事項である社会組織に不可欠な道具」あるいは「アイデンティティに密接に関わる個人的なもの」として定位されているといわれる⁽³⁵⁾。

歴史的に見れば、言語に関する権利の起源は、16世紀、19世紀のいくつかの条約に見ることが出来る⁽³⁶⁾。そこでは、少数者に属する者の平等取り扱いおよび差別されない権利、市民権、民族的独自性を守るための学校およびその他の機構をつくる権利、そしていくつかの場合には、私的および公的にその少数言語を使用する権利さえも認められていた。しかし、言語権 (linguistic rights) が平等の権利や差別されない権利と関係して人権の国際標準の一内容であると理解されるようになったのは、第

二次世界大戦後のことである。⁽³⁷⁾

そして1948年、世界人権宣言が国際連合総会において採択された。同宣言2条1項が制定されて以降、国際法文上の言語に関する権利の文言は増加する。⁽³⁸⁾なかでも特に着目すべきは、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、国際人権B規約と略す）」27条である。⁽³⁹⁾これは、少数民族に属する者に対しその自己の文化を享有する権利、宗教の実践、言語の使用の権利を保障している。また、同条は、多少の変更を加えられただけで他の法文書に組み入れられるなどしており、その重要性は高いとされる。⁽⁴⁰⁾

しかし、この条文の意味内容は必ずしも明らかではない。というのも、国家は、少数言語の使用を公的および私的に使用するのを許すだけでなく、国家自身の事務処理における使用も認めなければならないのか、あるいは国家は、この権利の満足のために、積極的に行動して少数者のアイデンティティ保持を援助する義務があるのか、という点が不明なのである。⁽⁴¹⁾この点、同規約27条は、国家に少数言語で自国の事務を処理する義務、少数者のアイデンティティ保持を援助するような制度を構築する義務を課す趣旨ではないと一般的に理解されている、とされる。⁽⁴²⁾

このように解すると、同条は、少数民族に属する言語を使用する個人的な自由を保護するのみになる。しかし、それだけでは、既に何らかの事情で存亡の危機に瀕している言語にとっては、事実上の同化・消滅を待つに等しく、存在意義に乏しい。これは、言語的少数者に対して「暗に同化指向を有する容認」でしかない、と批判されるところである。⁽⁴³⁾

以上のような批判を受け入れてか、あるいはそのような条文だけでは不十分であるとの認識からか、初めて少数者のアイデンティティ保持に対する援助の必要性を承認する国連宣言、マイノリティ権利宣言が出された。⁽⁴⁴⁾これにおいては初期の諸言語権規定よりも強化された形で規定がなされている。⁽⁴⁵⁾マイノリティ権利宣言は国際人権B規約27条に基礎を置いているといわれるが、先に述べたように、同条は、少数者に属する個

人の権利として言語の使用を認めたものに過ぎない。しかし、これと同宣言1条を考え合わせれば、少数者のアイデンティティ保持の援助までを肯定するところへ、国際法上の流れが変わったのだということができ⁽⁴⁷⁾る。

そのような流れの変化をもたらしたマイノリティ権利宣言であるが、その内容はどのようなものか、以下に見ていく。

(i) マイノリティ権利宣言が規定しないもの

マイノリティ権利宣言には、表現の自由に関連した言語権について特に規定した条項はない。言語の私的使用が表現の自由により保障されていることは、国際連合人権委員会により明確にされている。それにもかかわらず、何故このような欠落があるのか。オーストラリアの国際法学者ドゥ・ヴァレンヌによれば、以下の理由がある。

それは、表現の自由がいかに少数者にとって重要なものであっても、少数者集団の一員としての主張を為す自由とは別個のものであるからである。すなわち表現の自由は、多数者であろうと少数者であろうと誰もが有するものであって、それ自体、国際人権B規約27条だけから導かれものではない。それは、少数者特有の権利ではない。したがって、マイノリティ権利宣言から明示的に抜け落ちているのである。

また、刑事裁判手続上、通訳を付される権利が同宣言内から欠落していることも同様の趣旨と解される⁽⁴⁸⁾。

そして、もう一つの欠落が指摘される。すなわち公的機関 (public authorities) により選ばれた言語の領域において、「差別されない (non-discrimination)」権利が欠落しているのである⁽⁴⁹⁾。ドゥ・ヴァレンヌの分析に従えば、この欠落には以下のような意味がある。言語に関する差別禁止は、国家に必ずしも他の言語からある一つの言語を抜き出してそれに重きを置くことを禁ずることではない。また国家に全ての行為を、その領域内の使用言語全てを使用して行うことを義務付けるものでもない。

そこでは、国家の合理的な利益及び選択された目的と、個人の利益及び権利、影響力などといった諸事情が考慮された結果、「不合理」であるとされた場合のみが、言語に関する差別にあたる。もっとも、実際には、国家のサービスや活動、例えば特定の言語で行われる公教育などにおいて、その言語使用者が十分に多数である場合か、使用者人口の集中する場合にしか、こうした差別であるとの主張は成功しない。そして、マイノリティ権利宣言には、このような差別禁止条項のように解釈されるものはない。差別されないという権利は、一般的なものであって言語的少数者に利益を一定の場合与えることがあるが、厳密には少数者の権利とはいえず、個人的な権利である⁽⁵⁰⁾。

以上から、マイノリティ権利宣言には、個人的権利として認められているような権利、すなわち、表現の自由、刑事裁判において通訳を付される権利、差別されない権利に内包されるような言語権は含まれていない、ということになる。

(ii) マイノリティ権利宣言が規定するもの

マイノリティ宣言の各条文のうち、言語的少数者に関する規定は、主に1条1項、2条1項・5項、4条2項・3項・4項である⁽⁵¹⁾。

1条1項は、「国家は、各自の領域内で少数者の存在並びにその民族又は種族的、文化的、宗教的及び言語的独自性を保護し、また、その独自性を促進するための条件を助長しなければならない」としている。これは、言語的少数者のアイデンティティ保持を促進する積極的義務が国家にあることを示している。

この点、ドゥ・ヴァレンヌは、国家毎に異なる特殊な事情の下、どのような範囲の義務が適切であるのかなど、その内容には数多くのあいまいさが残されている、とする。例えば、公的サービスを提供する国家公務員の使用する言語について、国家に積極的な義務があると解されるのか（例えば、国家公務員に、一定の条件を満たしたマイノリティ言語による

意思疎通の義務があるのかなど)、あるいは立法その他の手段でもって言語的マイノリティにそのアイデンティティを保持するために好ましい状況を作り出す国家の義務(例えば少数派言語の維持・促進のために諸条件を改善することで満たされるような)にとどまるのか、が不明なのである。

しかし、これらにつき普遍的な解答を与えることは困難である。というのも、それぞれの国家が独自に政策判断を行うべき事柄であるからである。では、同条において、最低限明言されているとあってよい事柄は何か。

ドゥ・ヴァレンヌによれば、それは、国家には少数者に対し、その言語が自由に使用されるためにいくつかの保護措置・保障をなさなければならない義務がある、ということである。⁽⁵²⁾このような解釈は、同宣言の他の条項及び国際人権B規約27条と整合的であり、その論理的な帰結として、言語的マイノリティのアイデンティティ保持のために不可欠なサービスを提供する国家の義務が導かれる。

もっとも、マイノリティ権利宣言の当該箇所においては、“should”ということばが用いられ、それを推奨するにとどまるものと解されている。ドゥ・ヴァレンヌは、これをプログラムの条項(programmatic provision)であると解する。⁽⁵³⁾この条項は、特定の行為を国家に義務付けることはしないが、国家内の言語的少数者に対して、寛容・寛大かつ包括的なアプローチの必要性を承認する。これにより国家は、立法あるいはその他の適切な措置によって少数言語の発展をうながす環境を整備し、アイデンティティの不可欠な要素としての少数言語を保護する義務を履行すべきとされる。なお、この条文により求められている範囲は、各々の国の状況、これらの少数言語の圧迫状況などに依るとされる。⁽⁵⁴⁾従来、言語的少数者に対して、国家は不干涉であればよいとされてきた。しかし、1条1項は、それでは不十分であると明言するに至ったのである。すなわち、ある国家の政策あるいは他の指示によって言語が直接的に危機に追い込まれていないときでも、その尊重と安全のために環境を整備する役割を、国家に与えていると解される。

では、範囲は各々の国の状況に依るとしても、言語的少数者のアイデンティティの発展を援助するためにはどのような国家の義務が考えられるのか。それには、少数言語とその話者の品位を貶めるような行為を国家が禁止することも含まれる。例えば、レストランやバーなどにおいて、それら私企業が、他の客の邪魔となるなどの理由で言語的マイノリティを締め出そうとすることなどの行為に対し国家には断固とした措置をとる義務があるとされる⁽⁵⁵⁾。

次に、2条1項をどう解すべきか。2条1項は、言語的少数者に属する者につき、「私的に及び公に、自由にかついかなる形態の差別もなしに、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、及び自己の言語を使用する権利を有する」とする。この条項は、まったくの私人間での言語使用のみにあてはまり、少数言語で公共サービスを提供することを国家に義務付けるものではない。しかし、この条項もまた、表現の自由や差別されない権利、あるいはプライバシーの権利とともに、少数言語の私的使用を妨げるような国家の行為を禁止するものとされる⁽⁵⁶⁾。

2条5項は、「少数者に属する者は、その集団の他の構成員および他の少数者に属する者との自由かつ平和的な接触、並びに自己が民族的若しくは種族的、宗教的又は言語的紐帯によって関係を有する他国の市民との国境を越えた接触を、いかなる差別もなしに樹立しかつ維持する権利を有する」とする。これは、国境を越えて、別の国々の市民で言語的な関係で結ばれている者同士が接触する権利を認めたものである。ほとんどの国はこの権利を直接に侵害するような立法をしているようにはみえないが、特に承認している国もない⁽⁵⁷⁾。もっとも、この点に関し国境にまたがって定着しているような、民族的、宗教的あるいは言語的少数者は、その国から出国する権利も認められるとする見解もある⁽⁵⁸⁾。

4条2項は、「国家は、少数者に属する者がその特性を表現しかつその文化、言語、宗教、伝統及び習慣の発展を可能にする有利な条件を創出するために措置をとらなければならない。ただし、特定の活動が国の

法律に違反しかつ国際基準に反する場合には、この限りでない」とする。また、3項は、「国家は、少数者に属する者は可能な場合にはその母語を学び又はその母語を教授する十分な機会を得るように適当な措置をとるものとする」とし、4項は、「国家は、適当な場合には、その領域内に存在する少数者の歴史、伝統、言語及び文化についての知識を助長するために、教育の分野で措置をとるものとする。少数者に属する者は、社会全体についての知識を得る十分な機会を持つものとする」としている。

4条2項は、国家に少数言語への抑圧行動、例えば、名前や書き文字についての使用を禁止することも含み、本、新聞、ラジオ、テレビなどの私的メディアでの使用の禁止も許さない趣旨であるとされる。⁽⁵⁹⁾

4条3項・4項は、教育に関する条項である。ここでは、明確に義務をあらわす“shall”ということばは使われず、“should”ということばが使われている。3項が命ずる内容は、あくまでそれを「望ましいもの」とする、という程度の意味に過ぎず、「必要」とされることまでは意味しない、とされる。⁽⁶⁰⁾ところで、一般に言語そのものの存続のために、教育は不可欠の要素である。⁽⁶¹⁾使用される領域が限定されればされるほど、その言語は消滅しやすくなる。⁽⁶²⁾しかし、マイノリティ権利宣言は、少数言語教育について具体的には何も国家に義務付けてはいない、ということが分かる。なお、4項は、少数者と多数者の相互理解を企図するような教育を推奨している⁽⁶³⁾と解される。

(iii) 国際法上の言語権の構造

以上述べたことを整理すれば、まずマイノリティ権利宣言は、マイノリティにとって有益であっても、表現の自由などの個人的権利から導かれる言語権を意識的に除外していると解される。その背景には、それらは既に個人的権利として保障済みのものといえ、あえてマイノリティ権利宣言の言語権規定の範疇におさめるには適切でない、という判断があ

と思われる。そして、マイノリティ権利宣言は、特定の作為を国家に義務付けるものではないが、何らかの行為でもって国家が少数言語の保持・援助を行うように促している。これは、マイノリティの言語について、従来の個人的権利の保障によってなされる保護では不十分であるという認識が、マイノリティ権利宣言によって、国際法文書上にあらわれたことを示している。

国際人権B規約27条は、表現の自由などの従来の個人的な権利規定の範疇にある言語権の存在を確認し、マイノリティ権利宣言は、その範疇外のものを含む、国家に対し言語に関する何らかの行為を義務付けるプログラマティックな規定であると解される以上、これらは、相互に補完しあう関係にあるとあってよいだろう。

このような流れが国際法に存在する以上、問題となるのは、国家に対し、具体的にはどのような少数言語の維持・援助義務が課されているか、ということである。この点を明示した国際法文書は、存在しない。それは、国家毎に事情を異にし、政策的判断が要求されているからであるが、しかし、かといって、その義務内容が全く白紙の状態で各国家に委ねられているのだと考えるのは早計であり、それはマイノリティ権利宣言の趣旨を完全に没却するものである。

当然、言語に関する細かな制度設計自体は、各国家の政策に委ねられるべきものである。そのような段階では各国家の政策の問題となるのだとしても、そもそも少数言語を維持・援助する義務の存在が承認されている以上、基本的な枠組みはあり得るはずである。

この点につき、言語に関する人権が存在するとして考察を深めたのが、次に紹介する論者、カンガスであった。

(2) 言語的人権論 (linguistic human rights)

一定の言語権を、国際的スタンダードとして新たに宣言、あるいは規約の形で国際法上の拘束力を持たせるべきとする主張がある。ここでは

そうした主張を「言語的人権 (linguistic human rights, LHR と略される) 論」と呼ぶことにする。

先に述べたように、現在のところ、国際的な言語権の標準として機能しているとみられるマイノリティ権利宣言の各条項には、いまだあいまいな部分がある。言語的人権論の主張は、より充実した内容の基準を、国際連合の宣言や規約において定めることを目指すものであるといえる。⁽⁶⁴⁾

その主唱者であるトーベ・スクトナブーカンガスは、その著「教育における言語的虐殺あるいは世界規模の多様性と人権? (Linguistic Genocide in Education — Or World Wide Diversity and Human Rights?)」の中で、単言語還元主義 (the ideology of monolingual reductionism) の存在を指摘する。⁽⁶⁵⁾ 同書によれば、この単言語還元主義は、国内レベルにおいては国民国家の神話的な均質性、グローバルレベルにおいては国際的な平和と協調、地球規模の情報化社会における効率的な市場運営に望ましいとされるものと結びついている。つまり、単言語還元主義によって銀行や企業など、経済的分野において、小さなものが大きなものへと吸収・独占されるのと同じように、言語的分野においても、そのような吸収・独占は正当化される。この単言語還元主義は、いくつかの神話的通念により美化され、言語の均質性を促進する。そのような神話的通念は、大きく分けて4つ存在するとされる。カンガスはこれらについてそれぞれ反論を試みる。まず4つの神話的通念を紹介し、その後、カンガスの反論を紹介する。⁽⁶⁶⁾

①単言語主義は普通である

国民国家として一つの国の中に一つの民族、一つの国家のみが存在するということが、社会の発展のための一つの理想であり、そのような国家では一つの言語のみが社会的レベル (societal level) で受容される。そのため、個人的レベル (individual level) では、一つの言語しか話すことのできない者が普通である。逆に、多言語話者が特殊なのである。このような国家では、外国語を学ぶのは外国に旅行するためであって、

家族関係や隣人関係において必要だからというわけではない。

②単言語主義は望ましい

単言語国家は（例えばアメリカ）、多言語国家（例えばインド）よりも富んでおり、また強力であることから、単言語主義は効率的かつ経済的であるといえる。一つの言語しか学ばなくて良いため、学校教育においても、多数派言語を一つのみ理解する児童の方が、二言語話者の児童よりもよい成績をおさめる傾向にある。また、二言語あるいは多言語の教育は、児童たちにとって重荷以外の何物でもない。また、単言語の国において、他の言語を話す者は、その国家への忠誠を疑われることになる。（第二次大戦中のアメリカによる日本人抑留の問題もまたそのあらわれの一つである。）

③単言語主義で十分である

マコーレーによれば、言語政策上、強力で強大な影響力を持つ国家の使用するような言語（特に英語）を学ぶことは、そのような国家の作り上げた富にアクセスする手段を得ることに他ならない。その言語で表現される文書は、そのまま影響力が大であることをあらわすといつてよい。個人レベルでは、どのような言語を使用してもその会話の内容は基本的には同じである。とすれば、一つの言語に精通している方が、意思疎通には便宜である。また、社会的レベルでは、重要なことであれば、いわゆる世界言語であるフランス語や英語でも表記されているはずである。逆にそうした訳のなされない言語は重要ではない。

④単言語主義は不可避である

個人レベルで二言語を話すようになる場合というのは、一つの言語からもう一つの言語への移行段階にある場合に過ぎない。例えば、ラトビアからの移民は、移民先でロシア語や英語などのその環境に合った言語を学び、何世代か後、ラトビア語は彼らに忘れ去られてしまうことになる。また社会的レベルでは、近代化と発展のために必然的にあまり使われない言語は消去される方向に導かれていく。

これに対し、カンガスは大要以下のように批判する。

①への批判：単言語主義は異常である

「普通 (normal)」ということだが、多くの国家がその状態にあるこ

とを指すのだとしたら、単言語主義は異常である。実際には国家の数よりも言語の数の方が圧倒的に多数存在している。多くの場合、一つの国内に多言語状況が存在するのが普通である。

②への批判：単言語主義は非効率的である

社会的レベルでは、その者の完全に理解する言語により教育を受け、重要な情報を伝達され、実施されている民主主義に参加することが望ましい。その言語の使用を妨げることの方が、非効率的かつ非経済的である。多言語国家よりも単言語国家が富んでいるというが、国家の貧富と言語状況の間に因果関係はなく、その差は、力を至上価値として称賛すること及び競争というものを礼賛する文化を彼らが有することに起因する。単言語国家においては、多くの市民が政治参加と社会的統合の機会を奪われている。単言語国家では、その単言語主義から外れている少数民族の信頼を裏切っており、その言語を承認しないことによって、彼らの支持を失っているのである。これは、民族差別や人種差別の温床にもなり得る。そして、不公正であるとの認識を少数民族に抱かせ、憎悪を育むことになる。そして、人や資本、サービスや物資の自由な流通、という目的を害することになる。また児童は、単言語を学ぶより、少しの努力をするだけで複数の言語を学ぶことができ、あまり負担にはならない。さらに、複数の言語を操る者は、社会の知識増加に役立つ。なお、複数の言語話者が、単言語話者に様々な能力において劣るということもない。かつては後者の方が優秀であるとされたが、それは偏った調査結果によるもので、信頼するに足らない。

③への批判：単言語主義で十分、という事態にはなり得ない

たとえ他の言語の文化において、重要なことの全てを英語で言うことができるとしても、そうされたことはなかったし、そうされることもない。したがって代替不能である。というのも、そこでいう重要なことというのは、商業上の理由など、偏向した理由に基づいたものにすぎないからである。

④への批判：単言語主義は回避可能である

新しい言語を身につけるために昔ながらの言語を捨てる必然性はない。言語に関しては、「あれかこれか」ではなく「あれもこれも」という態度が、個人にも有益だし、社会にも有用なのである。なお、個人的レベルで古い言語が新しい言語と競合した結果、消滅しているのは、その優

劣によるものではなく、言語に関する教育政策の不備に起因する。社会的レベルでは、言語の多様性の維持は、個人と社会にとって豊かさを与え、有意義である。というのも、その維持は、地球規模の経済発展、正義、平等、統合と民主主義に資するからである。

カンガスは、先述の「通念」を神話的で根拠のないものとし、言語的人権の必要性を説く。その背景には、単言語主義は一つの国家に一つの民族、一つの言語といった国民国家観に付随するものであって、それそのものが今や時代遅れで危険であるという評価がある。

なお、カンガスは言語権を人権とすることにより、各国政府間共通の基準を設けそれを万能のものすることではなく、あくまで尺度として利用されうる普遍的な原則を定めることを意図する。

カンガスは、以上のような理由から言語権を人権として主張するのであるが、言語権の中でも不可欠なものが特に言語的人権の名に値するとしている。⁽⁶⁷⁾ まず、言語権は、必要的権利 (necessary rights) と拡充的権利 (enrichment-oriented rights) に分けられる。⁽⁶⁸⁾ 拡充的な個人的あるいは集団的権利とは、外国語を学ぶ権利であるとか、以上の基礎的な必要的権利に選択的に付け加えることができる、というくらいのものであり、言語的人権とはみなされない。一方で、必要的権利のうち、必要的個人的権利 (necessary individual rights) としては、言語に関連するアイデンティティへの権利と、母語 (ここでは、人が最初に学習した言語または自己同一視できる言語を意味する) にアクセスする権利、公用語にアクセスする権利、母語と支配的言語との間に関係性を構築する権利、公的な初等教育を受ける権利が挙げられる。また、必要的集団的権利 (necessary collective rights) として、少数者や先住民族に対し、その言語を文化と共に、独自のものとしての存在を維持し再生産する権利が挙げられる。⁽⁶⁹⁾

また、カンガスは個人的な言語的人権として以下の提案を1997年に行った。⁽⁷⁰⁾

「言語的人権に関する国際規約は、個人のレベルで以下の権利を保障すべきである」⁽⁷¹⁾

母語に関する権利 (THE MOTHER TONGUE(S))

全て人は、

- 1, 母語と自己を同一視し、他者からそのことを受容され尊重される
- 2, 母語を完全に、(生理学的に可能であるならば) 口頭で、そしてそれを書くことを学ぶことができる (少数者が彼らの母語を媒介にして教育されていることを前提とする)
- 3, (学校を含み) ほとんどの公的な場面でその母語を使用することができる

他の言語に関する権利 (OTHER LANGUAGES)

その居住する国においてその母語が公の言語でない者は誰でも、その母語と (彼あるいは彼女の選択により) 一つの公言語を含む二言語話者 (彼あるいは彼女が二つの母語を持っているときは三言語話者) となることができる

言語間関係に関する権利 (THE RELATIONSHIP BETWEEN LANGUAGES)

どのような母語の変更も自発的なものであって強制されるものではない

教育から利益を受ける権利 (PROFIT FROM EDUCATION)

全ての人、その母語が何たるかにかかわらず、教育から利益を受ける

「母語に関する権利」の1は、少数民族の独自性や言語の独自性を理由としてその存続の正統性を訴える場合、単に居住地が違うだけにすぎず、多数民族の一部であって地理的な事情により変容を被っているものにすぎないとされないために置かれたものである。彼らのアイデンティティそのものとしての言語が尊重されなければならないのである。⁽⁷²⁾

2の「彼らの母語を媒介にして (through the medium of)」という表

現は、単に語学教育科目の一つとして少数言語を教育するだけでは、その少数言語が独自に発展できるまでの力を回復し得ないことから、当該言語によって教育がなされること（教育用語であること）までも権利の内容として射程に入れるものである。

「他の言語に関する権利」「彼あるいは彼女の選択により」とあるのは、たとえ少数言語の存続のためであっても、個人の意思による選択が尊重されるべきとする原則を確認するためである。

なお、カンガスは、特に教育の場面における言語権を重視する。言語的多数者は、子供たちが母語である公用語を学校などにおいて用い、それと自己同一視することを当然のこととしているが、言語的少数者には母語を学校で用いることは当然ではない。そのため言語的少数者は、その子供が、その集団の歴史や文化を知りたいと思ったとき、アイデンティティ形成にその言語が不可欠であることなどから、支配的言語と母語の最低二言語を話すことができるようになる必要があるのである。そして、そのための教育システムの創設は、民主主義的観点から義務的であると⁽⁷³⁾する。

カンガスの言語的人権論の特徴は、必要的集団的権利をその中で主張する限り、人権の中に集団的権利を認めることになるところにある。ただ、先述したカンガスの言語的人権に関する国際規約の提案はあくまで個人のレベルに範囲を絞ったものであり、必要的集団的権利は含まれていない。必要的集団的権利を認めた場合、集団内部の人間の人権としての言語選択の自由と集団の課す言語的生存のための制約との衝突が問題となると考えられるが、カンガスの提案では、その母語に関する権利の3によって、完全に個人の選択の自由があることになる。カンガス自身、必要的集団的権利を人権とすることについて相当に慎重であるようにうかがえる。⁽⁷⁴⁾なお、集団的権利と人権との関係については、カンガスは、「第三世代の人権」論を参照している。⁽⁷⁵⁾そのために同議論の負う論証負担を引き受ける結果となっている。「第三世代の人権」論は、ユネスコ

の「人権と平和」部会部会長であったカレル・ヴァサクの提唱によるものである。これは、人権を歴史的段階的にとらえ、第一世代を国家からの自由という意味で「属性の権利 (droits-attributes)」とし、第二世代を国家に対する請求の権利という意味で「債権の権利 (droits de créence)」とし、そして、第三世代として「連帯の権利 (droits de solidarité)」とするものである。これには、「法源 (source)」「権利の内容 (content)」「権利の主体 (right-holder)」「義務の担い手 (duty-bearer)」「権利に対応する義務 (correlative obligations)」の内容が不明であり、未だ法的権利とはいえ、そのままでは権利の氾濫を招く、などの批判がある。また、「集団的権利を人権として扱うことは、二つの異なった観念の間に混乱をもたらし、権力による抑圧や権力の濫用に対する個人の防衛体制をくずすおそれがある」とも批判される⁽⁷⁶⁾。

カンガスのこうした提案は、参照すべき言語法制度の指針となり得るし、また言語権の思想を表明したものであるとあってよいであろう。しかし、必要的集団的権利としての言語権を認めつつも、それとおそらくは衝突するであろう個人の人権としての言語権との関係にまで踏みいったものではない。そのような問題が実際に現出するのは、より詳細な内容を有する言語権が存在する段階であろう。

また、カンガスの個人のレベルにおける言語的人権の提案は、国家に対して何らかの作為を要求するものであるという点で、必ずしも伝統的な「国家からの自由」としての人権に限られない射程を有することに注意すべきである。

4 集団別権利 (group-differentiated rights) としての言語権

キムリッカのいう「集団別権利」とは、「集団的権利 (collective rights)」とは区別される。というのも、後者の場合はより一般的に、労働組合の権利や会社の権利をも含み、また集団代表訴訟を提起する権利や清浄な大気に対する全ての市民の権利までも含み得る広範なものを意味するか

らである⁽⁷⁷⁾。これに対して、「集団別権利」は、特定の集団に対して個人の権利とは別個に与えられ、特定の内容を有する。例えばカナダ政府は、世界共通の個人的権利のみでは市民の権利保障に不十分であるとして、共同体の権利もまた並存的に存在するとしている⁽⁷⁸⁾。なお、キムリッカによれば、このような形態の権利は、個人主義の模範とされるアメリカなど多くの連邦制国家によっても事実上は受け容れられているとされる⁽⁷⁹⁾。

この「集団別権利」については、まずどのような集団がそれを保持するのか（主体の問題）、また、それはどのようなものか（内容の問題）、そしてそれと自由主義的個人主義との緊張関係はどうか（理論上の問題）、が主に問題となる。そして、そのもっとも重要な内容として、言語に関するものが挙げられる。

（1）集団別権利の主体

どのような集団がいかなる「集団別権利」を有するのかは、当該集団の属性により異なってくる。キムリッカによれば、一国内にいわゆる多文化状況を作り出す集団は、大別して「民族的マイノリティ（national minorities）」と「エスニック集団（ethnic groups）」の二つに類型化することが可能である⁽⁸⁰⁾⁽⁸¹⁾。

そして、これらの少数者は、多数者の「国民形成（nation-building）」に対抗する存在として位置づけることができる。この「国民形成」とは、「社会構成的文化」⁽⁸²⁾を国家が創設し、唯一のそれに市民たちを統合しようとするための諸政策を意味する。その諸政策は、言語教育、学校教育カリキュラム、公務員就任のための言語、移民あるいは帰化の要件、そして下位政治単位の境界線などを決定するものであり、共通の文化と言語により特徴付けられる⁽⁸³⁾。このような、ただ一つの社会構成的文化への統合が肯定されるのは、それが市民を社会共通の利益に向かって邁進させる原動力となるからである⁽⁸⁴⁾。この「国民形成」は、ただ一つの社会構成的文化の創設・それへの統合の過程と解される。

国家は、いかなる民族的文化的集団に対しても、その生き方に対する是認あるいは支持、あるいはその社会的な再生産について積極的に利益を与えることを拒否するが、その代わりに、言語や歴史、文芸、暦について中立に徹すると考えられてきた。しかし、キムリッカによれば、国家は中立ではなく、実際には特定の社会構成文化への統合、すなわち「国民形成」に明確な意図を持って従事しているものと評価される⁽⁸⁵⁾。

「民族的マイノリティ」とは、このような「国民形成」と同様の手段をもって、彼ら自身の社会構成的文化を維持・再生産しようとする集団を指す。民族的マイノリティは、一定の地域にまとまりをもつてもともと存在していた文化がより大きな国家に組み込まれることによって生じ、「一般的には自らを多数派の文化と並ぶ別個の社会として維持することを望み、別個の社会として自らの存続を確保するために様々な形態の自治ないし自己統治を求め」る。この代表例はカナダのケベック州であるとされるが、先住民族もまた同様に考えられる⁽⁸⁶⁾。もっとも、そうした具体的な民族的要求を為す資格のある民族集団は存在しないものとみなされ、黙殺されがちであることにも注意しなければならない⁽⁸⁷⁾。

これに対し、「エスニック集団」は、個人や家族の移住から生じ、「一般的には、より大きな社会に統合され、その完全な一員として受け入れられることを望」む集団をいう。彼らは、そのエスニック・アイデンティティのより強力な承認を求めることはあっても、より大きな社会と並んだ別個の民族として自己統治を行うことは望まず、主流社会の制度や法律を修正し、それが種々の文化的差異をいっそう包容するものとなるようにすることを望んでいる、とされる⁽⁸⁸⁾。なお、民族的マイノリティを有する国は「多民族国家 (multination state)」であり、また移民集団を多数有する国は、「多数エスニック国家 (polyethnic state)」とされる。多民族国家は、様々な民族を単一の国家に自発・非自発的に編入することあるいは侵略・征服、入植の結果として生じ、多数エスニック国家は、他の文化から流入する大量の個人や家族を移民として受け入れることに

より生じる。なお当然、これら二者は一国に並存し得る。⁽⁸⁹⁾

キムリッカは、移民と民族的マイノリティの違いを、各々の社会構成的文化の維持を志向し、それが正当化されるか否かにより明確に区別する。

このようにマイノリティを類型化する目的は、ひとくくりにされがちな「文化的多様性」の担い手である少数者集団の内実を、諸集団の有する歴史的背景などから整理し、集団毎に正当化される具体的な権利を導き出すことを可能にすることにあるといえよう。

(2) 集団別権利の必要性

キムリッカによれば、個人主義とは、集団としての属性を個人に放棄させるものではない。全ての個人に基本的な市民的・政治的権利を保障するということは、集団としての行動に保護を与えることを意味するのであって、集団の一員としての個人を否定することを意味しないのである。換言すれば、個人の権利は、同時に集団の活動の自由をも保障するものであるということである。すなわち、言論の自由、結社の自由、良心の自由といった基本的人権は、個人に付与されるものであるが、典型的には他者との共同生活において行使され、それによって集団独自の生活を保護するのである。⁽⁹⁰⁾ただ、このことは、これらの個人的権利の保護が十全であれば特定のエスニック集団や民族的マイノリティの成員にそれ以上の権利を付与する必要はなく、したがって集団を特定して特権を付与することは許されない、との考え方を背景に有する。⁽⁹¹⁾これは、自由権の最も代表的な権利である「信教の自由」とのアナロジーである。良心の自由と礼拝の自由への権利を個人に保障することは、宗教集団を維持し、新たな構成員を募集することを可能にするのであって、それゆえに、非西欧的宗教をも含む広い範囲の宗教集団が、西欧的社会の中で発展し、生き残ることが出来ると考えられてきたことと同様に考えられているのである。⁽⁹²⁾

多くの論者は、このような宗教的寛容と同様に、個人的権利の保障がエスニック・マイノリティも含む全ての集団に対して正義を行うことになるのだ、としている。キムリッカは、以上のような理論があてはまるような集団もあるとしつつも、民族的マイノリティにそれはあてはまらないとする。ここで「民族文化的正義 (ethnocultural justice)⁽⁹³⁾」という概念が登場する。「民族文化的正義」とは、「異なる民族文化集団間の関係が、抑圧的であったり屈従を強いるものであったりしないこと⁽⁹⁴⁾」を意味するとされる。この正義上の要請から、民族的マイノリティはそれ以外の集団とは別に、一定の権利を有することが正当化される。

また個人の側から見れば、このような社会構成的文化に帰属していることは「個人の有意味な選択を可能にしたり自己のアイデンティティを支えたりする際に一定の役割を果たしている⁽⁹⁵⁾」とされる。すなわち、社会構成的文化の保護は、個人の自律にとって重大なことであるので推進されるべきである、というのである。なお、こうした個人の「選択」あるいは「自律」などといったある種の西欧的価値を前提としない場合においても「相互性 (reciprocity)」の観点から、この「社会構成的文化」間の不公平性の是正が求められている、ともされている。この「相互性」は、「社会構成的文化」保持主体である民族的マイノリティ間において、多数派が有している諸々の権利を少数派には認めないこと自体により害されるものとされる⁽⁹⁶⁾。

このような理由から、集団別権利は必要であるといわれる。

(3) 集団別権利の許容性

集団別権利は、一般的には、個人の権利とは対立する関係にあると考えられている。しかし、キムリッカによれば、これはいくつかの誤解により生み出された偏向的な考えにすぎない。まず、個人的権利と集団別権利の緊張関係が、そのまま西欧的個人主義と非西欧的共同体主義との対立に起因するものと位置づけられることがあるが、これは本質的な対

立ではない。自由主義的個人主義者は、集団よりも個人に倫理的に優先権があるものとして、個人の「よき生 (good life)」を自由に決定すべきである、とする。ここでは、集団は、その構成員のよき存在に資するためであり、集団には個人を拒否したり修正を加えたりするような権利などなく、また集団固有の価値もない⁽⁹⁷⁾。一方、共同体主義者は、このような「自律的個人 (autonomous individual)」像に疑問を呈する。彼らによれば、そもそも個人は、社会的な役割や関係性のうちに「組み込まれ (embedded)」ている。このように組み込み済みの自我は、よき生を創り出したり見直したりすることはできないが、その代わりに、受け継ぐべきよき生が既に予定されているのである⁽⁹⁸⁾。

マイノリティの権利に対する姿勢は、以上の前提とする立場により異なってきた。個人の自律に重きを置く自由主義者は、マイノリティの権利を個人にとって不必要かつ危険なものと考えのに対し、共同体主義者は、個人の自律に起因する腐敗から共同体を守るためにマイノリティの権利が役立つと考えるのである。また、民族文化的集団は特にこの種の保護を要するものとされた。というのも、彼らは多数派集団とは違い、自由主義的個人主義に従属していないし、未だ集団的生活を維持しているからである。マイノリティの権利擁護論者は、そうした権利が自由主義の是とする倫理的な個人主義や個人の自律などの価値に矛盾することを認めつつも、自由主義の不備を指摘し続けてきた。すなわち、そこではマイノリティの権利を認めることは、自由主義に対する共同体主義の批判を認め、自由主義的個人主義の侵食に対抗するための集団の権利を認めることであつたのである⁽⁹⁹⁾。

しかし、キムリッカによれば、実際のところ、民族文化的集団は、近代化を必ずしも拒んでいない。むしろ彼ら自身による現代的で民主的かつ自由主義的な社会の創造を望んでいるのである。それを望まない集団の方が限られているのであって、個人の自律の価値は、民族的、言語的、宗教的境界線を越えて、広く深く根ざしている。このような状況である

にもかかわらず、議論が、自由主義的な多数派と、共同体主義的な少数者集団との対立図式で語られているのは妥当ではない。問題は、あくまで自由主義内部における、それ自身の意味解釈にかかわる。言語や実践、アイデンティティへの公的承認あるいは支持を要求する集団の権利は、個人の自律に重きを置く基本的な自由民主主義原則に抵触しないどころか、それから要求されさえするのである⁽¹⁰⁰⁾。

キムリッカによればジョセフ・ラズは、個人の自律——数あるよき生の中からよき選択をする能力——は、個人がアクセスしている文化に依存しているとする。それは、その属している文化の繁栄と栄華、それに対する他者からの尊重に強く関係しており、マイノリティの権利は、そうした文化の繁栄と相互尊重を保障するものである。キムリッカは、このように、マイノリティの権利を個人の自律の価値に結びつける立場を総称して「自由・文化主義 (liberal culturalism)」と呼ぶ⁽¹⁰¹⁾。

この立場においては、マイノリティの権利は、そのまま全て肯定される訳ではなく、個人の自律を弱めると判断されるようなものは、そこから除外される。そのような権利は、個人的権利に「抑制的 (restricting)」なマイノリティの権利と呼ばれる。これに対し、自由・文化主義に整合するものは「補完的 (supplementing)」なマイノリティの権利と呼ばれる⁽¹⁰²⁾。キムリッカは、前者を「内的統制 (internal restrictions)」と呼び、また後者を「外的防御 (external protections)」と呼ぶ。前者は、集団を内部的な構成員の異議から守るもので、その集団の伝統の実践や習俗に対する個人的な拒否を認めない権利が含まれる。これに対し、後者は、多数派社会の経済的あるいは政治的決定などに対し防御する権利である。すなわち、自由・文化主義の立場からは、集団の文化や習俗の純粹性や威厳を保つために個人の基本的な市民権あるいは政治的権利を抑制することは正当化されないが、多数派社会に対する少数者の政治的経済的脆弱性を減少させる様々な権利は認められるのである。

キムリッカは、このような自由・文化主義の枠内でマイノリティの権

利を認めるために、マイノリティの権利に①集団内の個人の自由に抵触しない、②集団間の平等関係の構築を促進する、という二つの要件をたてることができるとする。⁽¹⁰³⁾

(4) 集団別権利の内容

(i) 民族的マイノリティの場合

民族的マイノリティ集団の場合、個人的権利の保障だけでは十分ではないといわれる。というのも、以下のような場面において、人権理論には限界・障害が存するからである。⁽¹⁰⁴⁾

① 国内入植・定住化政策

国家は、民族的マイノリティが伝統的に有しているような土地、彼らが多数を占めている地域に対して、当該地域の天然資源を奪いあるいは彼らの勢力を減殺するために、大規模な定住推奨政策（あるいは新たな移民政策）を行うことがある。例えば、1962年、カナダのマクドナルド首相は、「これらの衝動的な混血者 (half-bleeds) は…入植者の流入によって無力化されるまで、強力に押さえつけられなければならない」とした。このような諸政策に対抗するためには、個人的権利は役に立たないどころか、むしろ問題を生じさせる。すなわち基本権としての国家の領域内を居住移転する自由は、先住者たちがいる特定の領域に多数者が移住する場合を、例外とはしないのである。これによって、マイノリティは、マジョリティの恣意的な定住化政策を受容せざるを得なくなる。こうした不当な定住化政策に対して、民族的マイノリティの取り得る手段は、いくつか考えられる。まず、一定地域の排他的独占利用権要求、あるいは定住化に対する阻害要因の設定、例えばそれは、地方選挙に投票するには一定期間の居住期間を経ることの要求であるとか、一定の言語権の放棄 — 移住者自身の言語による公的機関教育ではなく、その地域の言語での教育に服すること（司法、行政のサービスについても同様） — の要求、であったりする。ただし、これらは、西欧個人主義の立場から

は集団の権利 (group rights) であるとして非難される⁽¹⁰⁵⁾ところである。

しかし、西欧個人主義国家は、基本権として領域内での移転の自由があるとしながらも、国外からのそれは認めていない。すなわち多数者には、その集団的安全のためにそうした権利を制約することが既に可能な⁽¹⁰⁶⁾のである。それが少数者には認められないことには理由がない。

② 国内下位政治単位の権限と境界線

民族的マイノリティが集中する地域に沿って、彼らが多数派を構成するように下位の政治単位を設置することは、彼らの自己決定や自治において重要なことである。しかし、多くの国々では、それは極めて細分化された形で設置されている。例えば、フランス革命後のバスク、ブレトンあるいはその他の言語的少数者の伝統的な地域は、恣意的にそれを分断するように細分化され、彼ら民族的マイノリティの地方における集団⁽¹⁰⁷⁾的な政治活動は抑制されることになった。

また、この政治単位の境界線が、民族的マイノリティが伝統的に保有する地域にある程度合致していた場合でも、中央政府は、自治権限を奪うことによって民族的マイノリティの力を封殺する。そのために、中央政府は当該地域の伝統的な政治機構や手続を撤廃させ、集団としてのアイデンティティ維持のために重要な権限を奪う。その権限とは、経済的発展の管理権や、教育権、そして言語権である。

キムリッカによれば、これは明らかな不正である。このような不正を是正するために、民族的マイノリティには自治権あるいは集団的代表権、彼らの文化的生存に直接関わる中央政府の政策などへの拒否権などが認められなければならないのだとされる。これらは、マイノリティの「集団主義」とされることがあるが、多数者は、対外的にこれらの権限を既に有しているのであり、マイノリティに対してのみ「集団主義」としてしりぞけるのは、不公平である⁽¹⁰⁸⁾。

③ 公用語政策

多くの国では、多数者の言語が、「公用語 (official language)」とし

て扱われている。全ての市民は、政府、官公庁、裁判所、学校など、ありとあらゆる場所でその使用を強制され、また、そのような政策は「効率性」の名の下で正当化される一方、多数派社会へのマイノリティの「同化 (assimilation)」を推進する。現代社会において、公的生活における使用は、言語の生存にとって不可欠なことである。したがって、政府の公用語政策は、そのまま、どの言語を生き延びさせ、また死に絶えるに任せるのかを決定することとなる。例えば、アメリカ南西部のスペイン語学校は1848年以降閉鎖され、英語学校となっているし、西カナダにおいては、英語話者が政治的支配を確立したときから、フランス語学校は閉鎖された。このような不正を是正する手段を、人権理論は提供しない。確かに人権理論は、国家に対して、少数言語の私的使用を抑圧することを禁じ、少数言語を取り扱う私的に創設された学校に対して寛容を要求しさえするが、公的機関における少数言語の使用については、沈黙を守る。少数言語による教育を政府に要求できるような言語権が、人権の一部ではないことは、カナダ最高裁判決においても明示的に確認されている。⁽¹⁰⁹⁾

この点、それが「人権」とみなされる一定の状況のもとでは、公立教育機関の初等教育において母語のクラスを設けることが、近時の国際協定から導かれる、とする解釈があるが、未だに議論の余地がある。その上、近代経済のもとでは、多数者の言語による高等教育が求められ、初等教育における母語教育が保障されているだけでは不十分なのである。この事情は、マイノリティに属する親に、子どもを少数言語による初等教育機関に進学させないというマイナスのモチベーションを形成させる。このような言語的均質性によってなされる不正を是正するためには、民族的マイノリティに幅広い言語政策の権限を与えることが必要である。というのも、言語共同体が、通代的に生き残るためには、特定の地域で数的支配を及ぼしていなければならないが、その地域においてその言語使用の機会が十分になければならないが、このような状態の維持は、多数

派言語教育と、多数派言語における就労の機会が確保されていると困難となるからである。すなわち、少数者に対して単純に公での少数派言語の使用を可能とする権利を与えるだけでは不十分なのである。そこで民族的マイノリティの地域においては、その少数派言語のみが唯一の公用語であることが必要となる。これは、マイノリティに属する個人が、国内のどこでも言語権を有する、という意味での二言語主義ではない。これは、少数言語が唯一の公用語であるような地域に移住する者は、二言語となるという意味での「地域的二言語主義 (territorial bilingualism)」ともいうべきものである。⁽¹¹⁰⁾

このように特定の地域において多数派言語を排することは、多数者には「人権」の侵害であるにとらえられることがままある。すなわち、マイノリティの「集団主義」の表れであるとされるのである。しかし、これは、多数者が当然に享受する利益を少数者にも保障しようとすることに他ならない。⁽¹¹¹⁾

キムリックは、以上に挙げた場面を従来の人権理論では覆いきれない場面であるとし、そのような場面は、西欧諸国家がすべからく従事してきた「国民形成 (nation-building)」作業により現出せしめられた、とする。

(ii) 移民の場合

アメリカ・オーストラリア・カナダなど移民の多数存在する国では、1960年代まで移民に対して「アングロ・コンフォーミティ (Anglo-conformity)」モデルの移民政策が採られてきた。アングロ・コンフォーミティモデルとは、移民に対して、国家に現在する文化的規範に同化し、将来的には言語、服装、家族構成、余暇、アイデンティティなどの点で生粋の市民と何ら異なる点がないようにすることを目指す諸政策を意味する。こうした同化政策は、共通の社会の一員としての忠誠や生産力を移民に持たせることを目的とするが、その背景には自文化中心主義的な

異文化への蔑視がある⁽¹¹²⁾。

しかしながら1970年代には、移民の圧力の下、彼らの文化的遺産の維持を許容・支持するためのより寛容で多元的な政策が採られるようになる。すなわち、移民がその文化を維持することを非愛国的である、あるいは「アメリカ的でない」とみなさないようになり、公的な機関も、規則や執務を移民の文化と調和するように変化させることとなった。このような諸政策を、キムリッカは「多文化主義 (multiculturalism)」政策と呼ぶ。

これは、1971年に世界で最初にカナダが国是として導入し、次いでオーストラリア、ニュージーランドから、スウェーデン、イギリス、オランダにまで広がった。アメリカは、連邦レベルでの公的な多文化主義的政策は見られないものの、全ての政府機関において実際には採用されている⁽¹¹³⁾。

しかし、こうした多文化主義政策については、移民集団の隔離を導くものとして批判がある。すなわちこうした諸政策は、彼らを自らゲッターに追い込み主流から異化させることになり、文化集団間、言語集団間の隔離を招来し、国家共同体を細分化させるものである⁽¹¹⁴⁾。このような見方においては、移民集団は、民族的マイノリティの権利と権限に近い何か、すなわち彼ら自身の「社会構成的文化」を形成し維持するための権利を求め、統合への異議を多文化主義の名の下に申し立てる集団と捉えられている⁽¹¹⁵⁾。

しかし、民族的マイノリティと異なり、移民は国民形成の中で主流派社会に受け容れられることを是としてきた。彼らの中で市民権取得の要件として公用語を習うことや彼らの子供に学校で公用語を習得させなければならないことに反対する者は、ごくわずかである。

もっとも、だからといって彼らがそうした国民形成に起因する不正義の被害を受けないわけではない。というのも、国家は、移民の文化や言語について中立ではなく、法律上、事実上の要求を移民に課すのであり、

それらは多くの場合、移民にとって過剰負担となるからである。これは民族的マイノリティと違い、彼らが彼ら自身の「民族形成」に従事するが故に生じるものではない。したがって、移民の場合は、国家が要求する彼らの統合へのコストを最小限にすることが正義にかなう。

キムリッカによれば、この公平な統合には、二つの要素を勘案すべきとされる。まず統合は一朝一夕にはならず、困難で幾世代も通じた長いプロセスを必要とすること。すなわち、例えば母語による教育などが、その過程における基礎的措置として採られ得る。次に移民が統合を強制されるところの諸制度においては、移民が伝統的に有するものとしてのアイデンティティの実践と多数派集団のそれとの調和や、同程度の尊重と承認が保障されること。これは、特定の移民集団に向けた偏向的政策、例えば、被服基準、公休日などに関する法律を、その観点から審査することを⁽¹¹⁶⁾含む。さらに具体的には、以下のことが考えられる。⁽¹¹⁷⁾

- 積極的差別是正措置（可視的マイノリティに対する教育、職能訓練、雇用における優遇措置など）
- 学校教育カリキュラムの改変（例えば、民族文化を異にするマイノリティの歴史的文化的寄与に対するより大きな承認を与えるために、公立学校での歴史・文学カリキュラムを変えることや、初等教育レベルにおける、移民に対する二言語教育プログラムなど）
- 制度的修正（労働スケジュールや被服基準を移民の宗教的实践や休日と調和するように変えることや、人種差別的表現による職場での嫌がらせを防止すべきことを定めた規定、メディアによる民族別ステレオタイプの作成についてのガイドライン規制など）
- 公教育プログラム（反差別教育キャンペーンや、警察やソーシャルワーカー、医療関係者に対する文化的多様性に対応する教育など）
- 文化推進プログラム（民族文化祭基金と民族文化研究プログラム基金、成年移民に対する母語読み書き教育課程の提供など）

(iii) 民族的マイノリティと移民の比較

以上に述べたように、移民集団と民族的マイノリティは少数者として同様に多数者の国民形成的諸政策から圧迫を受けているが、享有すべき集団別権利の内容はそれぞれ相当に異なる。

キムリッカは、民族的マイノリティと目された集団には広範囲の包括的自治権類似のものを与えることを正当とする。一方で、移民に対する多文化主義政策は、かなりこれとは異なる。中国人など、移民集団のうち多数が集中して定住する集団が、民族的マイノリティたる入植者としての自治権の行使を求めるケースに対しては、以下のような理由では正当化されない、としているのである。そうした集団は、北アメリカ植民時には他の文化に統合されることをまったく予定していなかったケベック等とは違い、個人的な移民の結果、集団となったものであり、もし彼らが現代社会への編入を望むのならば、当地の言語での大学、経済システムなどに編入されることが正当ということになる。多文化主義政策は、その意味で、国家の統合を目指す諸政策と衝突するようなものではないのである。⁽¹¹⁸⁾

マイノリティの自治への民族的な運動が、以上のように望まれないものあるいは実現不可能なものであるとき、そのようなマイノリティには、①主流派社会から孤立し、また社会構成的文化を維持できるような公的制度も持たず、永遠に周辺化されるか、②よりよく公正な手段によって主流社会に統合されるかしか道が残されていない。この点、前者を選択する者はごくわずかであることに鑑みれば、多文化主義政策は、②の公正性を追求すべきであることは明らかである。⁽¹¹⁹⁾

(5) 集団別権利と言語

西欧主義諸国においては、先述したような「信教の自由」とのアナロジーから国家とエスニシティは厳格に分離されるのが建前である。自由主義国家は、国内の様々なエスニック集団や民族集団を超越しており、

「彼らの生活様式を承認したりあるいは支持したりすることを拒否しており、彼らの社会的再生産に積極的な関心を持つことを拒んで」いるとされる。さらに、国家はこれらの集団の「言語、歴史、文学、暦に関して中立」であり、このような中立的自由主義国家の最たるものは、アメリカ合衆国であって、その民族文化的中立性は、憲法上承認された公用語がないという事実が指し示しているものとされるのである。⁽¹²⁰⁾

この点に関し、キムリッカは以下のようにいう。実際には、単一・特定の「社会構成文化」への統合が行われている。すなわち、民族文化的に「中立」とされているような国家において、その国の多数派言語の習得は市民権取得の要件であったり、事実上の公務就任要件であったりするのである。このように、国家は、一つの「国民としてのアイデンティティ (national identity)」を全ての市民の間に構築し、対立する可能性のある民族的マイノリティを弱体化させる。そうして民族的マイノリティの固有の地域における自治組織・教育組織の弱体化、共通語への統合を行ってきた。もっとも、人権理論の受容により国家は少数者を殺戮・排除することや、市民権の完全なる剥奪、投票権の抹消を禁じられることになるが、それは、最も極端な形の「国民形成」を禁じるに留まっている。これは、フランスなどの西欧諸国や中国などの非西欧諸国においても同様に問題となる以上、西欧的個人主義と非西欧的共同体主義の対立であるとか西欧の帝国主義的な押し付けの問題などに終始するものではない。すなわち、人権理論自体の取捨選択の問題ではない。人権理論を既に採用している場合でも、それだけではマイノリティを害し多数者のみを益する可能性がある。

そこで人権だけでなく、補完的に様々なマイノリティの権利を保障することが必要となる。⁽¹²¹⁾ このような関係性を認めるのであれば、集団別権利は、既存の人権理論と根本的に対立することはない。

言語以外のアイデンティティの帰属対象、例えば、信教・信条・人種、あるいはライフスタイル等における「共有」を国民に強制しない民主主

義国家は、あり得る。というのも、これらにおいて異なる「国民」であっても、民主主義的討議の場および手続に参加することはできるからである。しかし、言語が異なる場合、統一された民主主義的討議の場への参加には、その言語能力が要請されることになる。複数の言語を隔てた討議の場へ参加できる者は、その言語能力を磨き、維持する機会に恵まれたエリートのみである。

これに対して平均的市民は、自らの言語においてのみもっともよくそれに参加し得る。したがって、もっとも民主主義的に機能する単位は、言語集団であるといえるのである。⁽¹²²⁾ さらに、民主主義の前提ともいえる自由や平等等の諸価値は、それぞれの一つの言語を枢要な要素とする社会構成的文化の単位で十全に享有されるのである。⁽¹²³⁾ キムリッカのいう集団別権利の内容は様々なものが考えられるが、言語に関するものは、その中でも重要な地位を占めるのだということができよう。

5 小括 — 言語権の種類

言語権と呼ばれるものの範囲は広い。その内容から主体、そして根拠も様々である。そこで、本稿では、主体と内容に着目して言語権を類別することを試みる。

ドゥ・ヴァレンヌの示した国際人権B規約27条とマイノリティ権利宣言の言語権規定の違いは、言語権を内容から類別する上で、有用である。表現の自由、差別されない権利、理解する言語で裁判を受ける権利など、従来型の個人的人権概念に含まれるものもまた、一般的に言語権と呼称される。これらは、国家からの自由を指向したり、適正な手続を要求する権利であったりするので、自由権的言語権ともいうべきものである。これらは既に存在する。もっとも、今なお、言語という観点からのこれらの解釈は不十分だと考える余地はある。

これに加えて、マイノリティ権利宣言の諸言語権規定は、国家に対して何らかの義務を認めたものである。これは、言語集団間の社会的な格

差の是正、具体的な立法による解決が望まれるという点など、そして特定の社会的背景を有することなどから、社会権的な言語権であるということができよう。

次に、カンガスの提案する必要的個人的権利としての言語権についてみてみると、これには自由権的なものと社会権的なものが含まれているとみることができる。その権利享有主体は普遍的であり、何らの区別はない以上、全ての個人に認められていると解することができる。必要的集団的権利の主張は、「第三世代の人権論」とリンクするが、必要的個人的権利の主張は、それと同じ脈絡で言えば、第二世代まで、である(つまり、いわゆる自由権と社会権)。

必要的集団的権利としての言語権については、少数派言語集団の規模や態様があまりに多様であるので、国際的なスタンダードを設定することは困難であると考えられる。キムリッカの伝統的な人権概念＝個人的権利、例えば信教の自由に代表されるようなものにはなじまない。そこで、カンガスのように人権として主張するのではなくして、人権を補完する別の形態の権利として、集団的権利を考察するアプローチが有用といえる。本稿は、この脈絡においてキムリッカの集団別権利の理論を位置づける。

言語権の議論においては、このラインを明確に引くことが必要である。すなわち、そもそも普遍的な意味内容を有し得る個人的言語権と、有し得ない(集団の区別が前提となる)集団的言語権の間の区別である。前者は最低限の保障をすべき人権としての言語権であるのに対し、後者は、そうではなくて、集団間の公正であるとか、民族文化的正義などに根拠を有する、集団的な言語権であるということが出来る。

後者の主張は、個人的権利の存在のみを前提とする従来の人権論との緊張をはらみ、そのような憲法構造を有する多くの国家にとっては、当該少数派集団に対する憲法上の承認がなければ、認め難いものとも思われる。しかし、だからといって、全ての言語権が普遍性を否定されるの

かといえ、そうではなく、当然、前者のような言語権は普遍性を肯定され得るのである。ただ、それでも、それは十分に保障されているわけではない。その意味内容は未だに茫漠としており、今後より詳細な議論をしていくことは必要であるし、それが、まさに多言語化する社会における言語政策をアド・ホックな政策論に終始させない、ということなのである。また、カンガスが必要的集団的権利の存在は認めるように、またキムリッカが集団別権利の内容として民族的マイノリティには言語に関する権限を付与すべきであるとするように、その言語の維持・再生産のための権利についても、無視することはできない。⁽¹²⁴⁾

カンガスとキムリッカの言語権のアプローチの違いは、そもそもは個人的権利として誕生した伝統的な人権概念につき、拡張を図る（カンガス）か、人権とは異なるが、必要不可欠な権利として構成する（キムリッカ）かであるといえよう。両者の違いは、その部分で、人権をどう把握するかに依るのである。

次章において、憲法上に言語権規定を有するカナダの実際を見ていく。この作業により、以上の検討から抽出された性質の異なる言語権の具体化された姿が明らかとなる。

(1) バーガー＝ルックマン、山口節郎訳『日常世界の構成』（新曜社・1977年）64頁参照。この書は言語に関する権利あるいは政策を論ずる際、言語の本質について述べたものとしてしばしば引用される。Matthias Koenig “Democratic Governance in Multicultural Societies” (1999) (<http://www.unesco.org/most/ln2pol2.htm>) (2002年7月18日) 2. I. 1. (a). また、ここでは、「ことば」と「言語」の意味的に似通った語が登場するが、前者は一般的・中立的に言語一般を捉えたもの、「言語」は一定の特定化を受けたもの、といったニュアンス上の違いがあるものと思われる。なお、特にヴァイスゲルバーなどの言語学的業績から直接的に言語の価値・意味を明らかにすることを試みるものとして、大江洋「言語を権利と捉えること」『立教法学』55号（2000年）参照。

(2) 「現実」とは、意味付けを行う前の存在そのもののことをいう。同上1・33頁参照。

- (3) 同上64頁参照。
- (4) 同上66頁参照。
- (5) Koenig, *supra* note 1.
- (6) バーガー＝ルックマン・前掲(注1) 64～71頁参照。
- (7) この「世界」からの逸脱は、「道徳的墮落」あるいは「無知」とみられるとされる。同上113頁参照。
- (8) 例えば、狩猟社会における狩人の知識の体系など。同上115頁参照。
- (9) ここでは、特定のアイデンティティの集合が、社会構造を構築するということを意味する。何らかの実体をそこに想定するわけではないことに注意すべきである。同上295頁参照。
- (10) ドイツ意味論学派的主張とされる。この立場によれば、一つの言語の滅亡は、一つの精神世界の滅亡を意味する。この精神世界とは、「民族の母語から発する固有の世界」と解される。田中克彦『言語学とは何か』(岩波新書・1993年) 123～151頁参照。
- (11) 石山文彦「言語政策と国家の中立性」井上達夫・島津格・松浦好治編『法の臨界〔Ⅲ〕』(東京大学出版会・1999年) 100頁参照。
- (12) 同上101頁参照。
- (13) Koenig, *supra* note 1, Introduction.
- (14) 石川文彦「多文化主義理論の法哲学的意義に関する一考察(一)」『国家学会雑誌』113巻1・2巻(2000年) 7頁参照。
- (15) Charles Taylor, "The Politics of Recognition" Amy Gutmann, ed. *MULTICULTURALISM* (New Jersey: Princeton University Press, 1994) at 25-73. 同和訳、「承認をめぐる政治」チャールズ・テイラー、ユルゲン・ハーバーマス他、佐々木毅他訳『マルチカルチュラルリズム』(岩波書店・1996年) 37～110頁参照。
- (16) *Ibid.*, at 25. 同和訳、同上38頁参照。
- (17) Koenig, *supra* note 1. I. 2. para. 2. ここでは、civic と ethnic という語が使われている。この点、Nation-State の Nation の二義性について、デモスとエトノスととらえる樋口陽一理解と同様に解してよいであろう。樋口陽一『憲法と国家』(岩波新書・1999年) 72頁、同「Nationなき国家?」北村一郎編集代表『現代ヨーロッパの展望』(東京大学出版会・1998年) 46・47頁等参照。
- (18) Koenig, *supra* note 1 . I. 2. (a).
- (19) *Ibid.*
- (20) *Ibid.*
- (21) 例えば、ヨーロッパ語において、「男」を意味することだが、同時に「人間」を意味するように、記号論でいう「無徴」と「有徴」の関係は、

強者集団と弱者集団の関係をあらわすとされる。「中立性」がこのような「無徴」ではない、と言い切ることは難しいのではないか。三浦信孝「一にして不可分なジャコバン共和国と多言語主義」三浦信孝編『多言語主義とは何か』（藤原書店・1997年）70・71頁参照。

- (22) Koenig, *supra* note 1. Introduction. para. 3.
- (23) *Ibid.*, I. 2. (a). para. 2.
- (24) *Ibid.*
- (25) *Ibid.*, I. 2. (b). para. 1.
- (26) 田中克彦『言語からみた民族と国家』（岩波現代選書・1978年）246頁。
- (27) この過程において、その者が、自己のアイデンティティの形成に重要な役割を果たした土着のことばについて、例えば日本では「恥」というような否定的感情を抱くようになることが指摘されている。同上31頁以降参照。
- (28) 例えば、精密コードと制限コードによる階級組織の知識分配への影響について、田中・前掲（注10）167～169頁参照。
- (29) Koenig, *supra* note 1. I. 3. (a). para. 2.
- (30) それまでは国内問題としてのみ扱われた人権問題は、第二次大戦後、国際社会全体の問題として扱われるようになった。その背景には、人権の蹂躪が戦争の火種となるという意識がある。田畑茂二郎『国際法新講（上）』（東信堂・1990年）21頁参照。
- (31) Koenig, *supra* note 1. I. 3. (a). para. 2.
- (32) ケーニヒは、一時的労働者、永住者、難民などが挙げられるとしている。同上参照。
- (33) 同上参照。
- (34) 1992年に国際連合にて採択された「民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言（Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities)」。この訳および「マイノリティ権利宣言」という略し方につき、金東勲監訳『国際社会における共生と寛容を求めて』（臼井裕之・木村護郎「第三部 資料編」言語権研究会編『ことばへの権利』（三元社・1999年）所収）によった。以下、同宣言の訳文はこれによる。
- (35) “The Oslo Recommendations regarding the linguistic rights of national minorities & explanatory note - Foundation on Inter-Ethnic Relations” (1998) (<http://www.unesco.org/most/ln2pol6.htm>) (2002年7月17日), Introduction. para. 5.
- (36) 1516年、フランス王と新教徒間の永久連合条約（Treaty of Perpetual Union between the King of France and the Helvetic state）は、ドイツ語以外を話さないスイス人に、特定の利益を供与する条項を含んでいた。

また、1815年、ウィーン議会最終法 (The Final Act of the Congress of Vienna) は、ポーランド人の民族性の保持をいくつかの条項で保障した。それは、ポーランド語の、公的な業務での使用を帝国の一部において間接的に許すこととなった。また、第一次世界大戦後、国際連盟に監督されたいわゆる少数者条約は、取り扱いの平等、差別されない権利と、市民権、少数者が自身で組織を設けてそれを運営する権利、十分な人員の確保される時、少数者言語によって初期教育を行う学校に財政援助する義務を国家に課すものであった。そして、少数者の権利保護を為す法の、他の制定法に対する優位を承認していた。さらに、言語に関してはある程度、地域によっては自治を認めていた。See, de Varennes, *supra* note 2. 2. 1. para. 2.

(37) Koenig, *supra* note 1. II. 1.

(38) 国際法文書上の言語権に関する規定は、下記ウェブページに例示されている。(http://www.unesco.org/most/ln2int.htm) (2002年7月28日)

(39) 国際人権B規約、いわゆる自由権規約は、外務省により、その直接適用の可能性が肯定されている。岩沢雄司「二風谷ダム判決の国際法上の意義」『国際人権』9号(1998年)56頁参照。

(40) Koenig, *supra* note 1. II. 1. (a). para. 7.

(41) *Ibid.*, II. 1. (a). para. 9.

(42) *Ibid.*

(43) Robert Philippon and Tove Skutnabb-Kangas “Linguistic Rights and Wrongs” (Applied Linguistics vol. 16 no. 4) (1995) at 490-491. 同和訳、言語権研究会(編)・前掲(注34)所収。なお、この箇所に記載されている表(表1、「代表的な国々と規約に見る言語権」)では、他の国際法文書、例えば世界人権宣言などの位置づけも試みられている。また、同表は一部改められ、以下に掲載されている。See, Tove Skutnabb-Kangas, *Linguistic Genocide in Education — Or World Wide Diversity and Human Rights ?* (Lawrence Elbaum Associates, Inc. Publishers, 2000) at 512.

(44) Koenig, *supra* note 1. II. 1. (a). para. 9.

(45) “shall not be” が、“have the right” にまで強調された表現になっていることがまず指摘される。Philippon and Kangas, *supra* note 43 at 492.

(46) Koenig, *supra* note 1. II. 1. (b). para. 1; Fernand de Varennes “To Speak or Not To Speak. The Rights of Persons Belonging to Linguistic Minorities” (http://www.unesco.org/most/ln2pol3.htm) (1997) (2002年7月14日)) 2. 2. 2.

(47) Koenig, *supra* note 1. II. 1. (b). para. 1.

- (48) de Varennes, *supra* note 46. 3. para. 3. 先に述べた表現の自由のような個人的権利は、国際人権B規約27条以前に同規約19条で保護されている。
- (49) *Ibid.*, 3. para. 5. この解釈については「国家の合理的な利益及びある選好へと向かう目的と、個人に影響し得る不利益や拒絶、重荷とのバランスをとる必要性を考慮しなければならないという見方」に対する支持が増大している。よって、これらに関する全てのことは、基準あるいは運用が「合理的」、「恣意的」あるいは「公正」であるか否かに結局のところ帰着するとされる
- (50) *Ibid.*, 3. para. 10.
- (51) MOST ウェブページ (<http://www.unesco.org/most/lnlaw7.htm>) (2002年8月13日)
- (52) de Varennes, *supra* note 46. 4. paras. 1- 8.
- (53) *Ibid.*
- (54) *Ibid.*
- (55) *Ibid.*, 4. 1. para. 11.
- (56) *Ibid.*, 4. 1. para. 2.
- (57) *Ibid.*, 5. 2.
- (58) Giorgio Malinverni, “Le projet de Convention pour la protection des minorités élaboré par la Commission européenne pour la démocratie par le droit” (Revue universelle des droits de l’homme, Vol. 3, No. 5, 157-165) at 161. この該当箇所が参照されている。
- (59) Koenig, *supra* note 1. II. 1. (b). para. 4
- (60) de Varennes, *supra* note 46. 4. 1. para. 5.
- (61) フローリアン・クルマス「言語権とグローバル化」『関西大学人権問題研究室紀要』44巻 (2002年) 36頁参照。
- (62) 田中・前掲 (注10) 169頁参照。
- (63) Koenig, *supra* note 1. II. 1. (b). para. 4.
- (64) Philippson and Kangas, *supra* note 43 at 500.
- (65) Kangas, *supra* note 43 at 238.
- (66) *Ibid.*, at 239-248.
- (67) *Ibid.*, at 498.
- (68) 「拡充的」という訳語は、大江・前掲 (注1) 352頁によった。
- (69) Kangas, *supra* note 43 at 498.
- (70) Philippson and Kangas, *supra* note 43 at 500 ; Kangas, *supra* note 43 at 502.
- (71) これらの提案については、同上箇所より日本語訳して引用した。

- (72) Kangas, *supra* note 43 at 503-504.
- (73) *Ibid.*, at 501-503.
- (74) *Ibid.*, at 483. なお、田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』(岩波書店・1988年) 287頁以下参照。
- (75) Philippson and Kangas, *supra* note 43 at 484-485.
- (76) 田畑・前掲(注74) 325~329頁参照。
- (77) W. Kymlicka, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights* (New York: Oxford University Press, 1995) at 34・35. 同和訳、ウィル・キムリッカ(角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳)『多文化時代の市民権 — マイノリティの権利と自由主義』(晃洋書房・1998年) 49頁参照。
- (78) Government of Canada (1991), *Shaping Canada's Future Together: Proposals* (Supply and Services, Ottawa). Part 1. 1-2. para. 4.
- (79) Kymlicka, *supra* note 77 at 27・46-47. 同和訳、前掲(注77) 39・66頁参照。集団別権利とは、その行使の主体が集団であっても個人であっても、その当該個人の属する集団に応じて特に与えられる一定内容の権利のことを指す。
- (80) ここでいう「文化」とは、「民族」と同義であるとされる。すなわち、「制度化がほぼ十分に行きわたり、一定の領域や伝統的居住地に居住し、独自の言語と歴史を共有する、多世代にまたがる共同体を指すもの」とされる。このような集団を対象とするので、この他のマイノリティ集団、例えば、同性愛者、障害者などもまた周縁化されており類似点も有するが、民族集団と同視することはできないとされる。*Ibid.*, 18-20. 同和訳、同上27・28頁参照。
- (81) W. Kymlicka, *POLITICS IN THE VERNACULAR* 1st ed. (New York: Oxford University Press, 2001), at 28-29.
- (82) Kymlicka, *supra* note 77 at 76・77. 同和訳、前掲(注77) 113頁参照。「社会構成的文化」とは「公的領域と私的領域の双方を包含する人間の全ての範囲 — そこには、社会生活、教育、宗教、余暇、経済生活が含まれる — にわたって、諸々の有意義な生き方をその成員に提供する文化」を意味するが、ここで強調されるのは、共通の宗教的信仰あるいは家族・個人のライフスタイルではなく、共通の言語と社会制度を含んでいることである。
- (83) Kymlicka, *supra* note 81 at 25.
- (84) W. Kymlicka, *The Future of the Nation-State*. 同和訳、ウィル・キムリッカ(稲田恭明・角田猛之・竹村和也・戒能通弘訳)『国民国家の未来を考える』(第5回神戸レクチャー資料、日本法哲学会・IVR日本支

部、1998年) 13頁。

- (85) Kymlicka, *supra* note 81 at 24.
- (86) 先住民族の自治権についてのカナダの議論は、佐々木雅寿「先住民の権利および自治政府とカナダ憲法」『比較憲法学研究』第13号 (2000年) に詳しい。
- (87) Kymlicka, *supra* note 77 at 49-74. 同和訳、前掲 (注77) 第四章参照。
- (88) *Ibid.*, 10・11・45-47. 同和訳、同上15・65頁参照。カナダ・ケベックのフランス語話者集団に与えられている憲法上の諸権利は、彼らが民族的マイノリティであることに起因すると考えられる。
- (89) *Ibid.*, 13・14・22・23. 同和訳、同上18・32頁参照。
- (90) Kymlicka, *supra* note 81 at 71.
- (91) Kymlicka, *supra* note 77 at 3・4. 同和訳、前掲 (注77) 5頁参照。
- (92) Kymlicka, *supra* note 81 at 71.
- (93) *Ibid.*, at 70.
- (94) *Ibid.*, at 72.
- (95) Kymlicka, *supra* note 77 at 104・105. 同和訳、前掲 (注77) 159頁。
 なお、類似の表現に「選択の対象となる選択肢を提供し、しかも選択者に理解可能な意味を付与するのはその個人を育んだ文化」であり、したがって、「文化は自律的選択の自由を成立させる基礎条件」であるとするものがある。常本照樹「民族の権利とアイデンティティ」『岩波講座現代の法14自己決定権と法』(岩村正彦他編 岩波書店、1998年) 184頁参照。
- (96) キムリック・前掲 (注84) 10・12・39~41頁参照。
- (97) Kymlicka, *supra* note 81 at 18-21.
- (98) *Ibid.*
- (99) *Ibid.*
- (100) *Ibid.*
- (101) *Ibid.*, at 22.
- (102) *Ibid.*
- (103) *Ibid.*, at 23.ただし、集団からの離脱の自由が認められていれば、内部的統制も個人的権利に抵触する程度認められる、とする自由・文化主義者もある。すなわち、個人の自律の価値を認めるという特殊自由主義的価値を前提とせず、そのような価値体系相互の「寛容」に重きを置くことによって、集団の内部的統制を許容する立場であり、チャンドラン・クカーサスはその代表的論者とされる。Kymlicka, *supra* note 77 at 154・155. 同和訳、前掲 (注77) 230頁参照。
- (104) Kymlicka, *supra* note 81 at 21.
- (105) *Ibid.*, at 73-75.

- (106) *Ibid.*
- (107) *Ibid.*, at 75.
- (108) *Ibid.*
- (109) *Ibid.*, at 75-78. *MacDonald v. City of Montreal* [1986] 1 S. C. R. 460; *Société des Acadiens du Nouveau-Brunswick v. Minority School Board* no.50 [1986] 1 S. C. R. 549.
- (110) Kymlicka, *supra* note 81 at 75-78.
- (111) *Ibid.*, at 78-81.
- (112) *Ibid.*, at 153.
- (113) *Ibid.*, at 154-155.
- (114) 近時、カナダ都市部に先住民居住区を創設することにつき、新たなゲットー化をもたらすものとしてのスパロー上院議員（サスカチュワン州）の批判がある。これに対し、サスカチュワン先住民連合（the Federation of Saskatchewan Indian Nations）代表は、これは先住民の雇用と生活に必要であるとして反発する。Canadian Press, “Urban Indian reserves ‘ghettos’, Sparrow says” *Globe & Mail* (13 September 2002).
- (115) *Ibid.*, at 159-162.
- (116) *Ibid.*, at 30.
- (117) *Ibid.*, at 159-160.
- (118) *Ibid.*, at 161.
- (119) *Ibid.*, at 162.
- (120) これは、マイケル・ウォルツァーのこぼを借りた説明である。キムリッカ・前掲（注84）12頁参照。
- (121) Kymlicka, *supra* note 81 at 81.
- (122) *Ibid.*, at 213-215.
- (123) *Ibid.*
- (124) ここでいう「集団別権利」とは、内容的にはカンガスのいう「少数者や先住民に対し、その言語と文化と共に、独自のものとしての存在を維持し再生産する権利」を意味するが、その主体としてはキムリッカのいうような、民族的マイノリティの有すべきとされる言語政策権限への権利であろう。Kangas, *supra* note 43 at 498 ; Kymlicka, *supra* note 81 at 75-78.